

市議会令和7年第1回定例会

議案及び議案資料

議案第17号～議案第19号

(第2集)

目 次

議 案 第 1 7 号	柏市手数料条例の一部を改正する条例の制定 について	1
議案第17号資料	柏市手数料条例の一部を改正する条例につい て	5 3
議 案 第 1 8 号	柏市土砂等埋立て等規制条例の一部を改正す る条例の制定について	1 0 7
議案第18号資料	柏市土砂等埋立て等規制条例の一部を改正す る条例について	1 1 1
議 案 第 1 9 号	柏市水道事業給水条例の一部を改正する条例 の制定について	1 1 7
議案第19号資料	柏市水道事業給水条例の一部を改正する条例 について	1 2 1

柏市手数料条例の一部を改正する条例の制定について

柏市手数料条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和 7 年 2 月 21 日提出

柏市長 太田和美

提案理由

建築基準法の改正に伴う建築確認の申請等に係る手数料の額の改定，建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律の改正に伴う建築物の住宅部分に係る建築物エネルギー消費性能適合性判定に係る手数料の制定，宅地造成等規制法の改正に伴う宅地造成等に関する工事の許可の申請等に係る手数料の額の改定等を行いたいので提案する。

柏市条例第 号

柏市手数料条例の一部を改正する条例

柏市手数料条例（平成１２年柏市条例第６号）の一部を次のように改正する。

別表第２項の表２の項ア中

「	「								
<table><tr><td>1 件につき 8, 0 0 0 円</td></tr><tr><td>1 件につき 1 2, 0 0 0 円</td></tr><tr><td>1 件につき 1 8, 0 0 0 円</td></tr></table>	1 件につき 8, 0 0 0 円	1 件につき 1 2, 0 0 0 円	1 件につき 1 8, 0 0 0 円	を	<table><tr><td>1 件につき 9, 0 0 0 円</td></tr><tr><td>1 件につき 1 9, 0 0 0 円</td></tr><tr><td>1 件につき 3 2, 0 0 0 円</td></tr></table>	1 件につき 9, 0 0 0 円	1 件につき 1 9, 0 0 0 円	1 件につき 3 2, 0 0 0 円	に, 「5 0 0 平方メートル以下」
1 件につき 8, 0 0 0 円									
1 件につき 1 2, 0 0 0 円									
1 件につき 1 8, 0 0 0 円									
1 件につき 9, 0 0 0 円									
1 件につき 1 9, 0 0 0 円									
1 件につき 3 2, 0 0 0 円									
」		」							

を「３００平方メートル以下」に，「２４，０００円」を「４２，０００円」に，「５００平方メートルを超え」を「３００平方メートルを超え」に，「４４，０００円」を「６９，０００円」に，「６２，０００円」を「９８，０００円」に，「

床面積の合計が２， ０００平方メートル を超え４，０００平 方メートル以下のと き	１件につき１ ８２，０００ 円
床面積の合計が４， ０００平方メートル を超え６，０００平 方メートル以下のと き	１件につき２ １４，０００ 円
床面積の合計が６， ０００平方メートル を超え８，０００平 方メートル以下のと き	１件につき２ ４６，０００ 円
床面積の合計が８， ０００平方メートル を超え１０，０００ 平方メートル以下の とき	１件につき２ ７８，０００ 円

を

床面積の合計が10,000平方メートルを超え20,000平方メートル以下のとき	1件につき330,000円
床面積の合計が20,000平方メートルを超え50,000平方メートル以下のとき	1件につき420,000円
床面積の合計が50,000平方メートルを超え100,000平方メートル以下のとき	1件につき600,000円
床面積の合計が100,000平方メートルを超えるとき	1件につき800,000円

」

「

床面積の合計が2,000平方メートルを超え10,000平方メートル以下のとき	1件につき277,000円
床面積の合計が10,000平方メートルを超え50,000平方メートル以下のとき	1件につき406,000円
床面積の合計が50,000平方メートルを超えるとき	1件につき791,000円

」

「

7 指定確認検査機関の確認を受けた計画の変更をして建築物の新築等又は移転等をする場合であつて、当該申請をする直前に当該建築物についてした建築基準法第6条第1項の規定による工事（当該指定確認検査機関の確認を受けた後にしたものに限る。）について同法第7条の3第5項の規定による中間検査合格証の交付（以下「建築主事中間検査合格証交付」という。）を受けているときの上

に改め、同項アの摘要中

を

の区分における床面積の合計は、当該計画の変更に係る部分の床面積の2分の1の面積（床面積を増加する部分にあっては、当該増加する部分の床面積）について算定する。

」

「

7 指定確認検査機関の確認を受けた計画の変更をして建築物の新築等又は移転等をする場合であつて、当該申請をする直前に当該建築物についてした建築基準法第6条第1項の規定による工事（当該指定確認検査機関の確認を受けた後にしたものに限る。）について同法第7条の3第5項の規定による中間検査合格証の交付（以下「建築主事中間検査合格証交付」という。）を受けているときの上の区分における床面積の合計は、当該計画の変更に係る部分の床面積の2分の1の面積（床面積を増加する部分にあっては、当該増加する部分の床面積）について算定する。

8 建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律（平成27年法律第53号。以下「建築物省エネ法」という。）第11条第1項ただし書の適用を受ける場合（建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行規則（平成28年国土交通省令第5号）第2条第1項第1号に該当する場合に限る。）における確認申請手数料の額は、上の区分により算定した手数料の額に66の2の項に掲げる区分により算定した手数料の額を加えた額とする。

」

「

1 件につき 8, 0 0 0 円
1 件につき 1 2, 0 0 0 円
1 件につき 1

を

「

1 件につき 9, 0 0 0 円
1 件につき 1 9, 0 0 0 円
1 件につき 3

に改め、同表2の2の項ア中

に、「500平方メートル以下」

8,000円

2,000円

」

を「300平方メートル以下」に、「24,000円」を「42,000円」に、「500平方メートルを超え」を「300平方メートルを超え」に、「44,000円」を「69,000円」に、「62,000円」を「98,000円」に、「

床面積の合計が2,000平方メートルを超え4,000平方メートル以下のとき	1件につき182,000円
床面積の合計が4,000平方メートルを超え6,000平方メートル以下のとき	1件につき214,000円
床面積の合計が6,000平方メートルを超え8,000平方メートル以下のとき	1件につき246,000円
床面積の合計が8,000平方メートルを超え10,000平方メートル以下のとき	1件につき278,000円
床面積の合計が10,000平方メートルを超え20,000平方メートル以下のとき	1件につき330,000円
床面積の合計が20,000平方メートルを超え50,000平方メートル以下のとき	1件につき420,000円
床面積の合計が50,000平方メートルを超え100,000平方メートル以下のとき	1件につき600,000円
床面積の合計が100,000平方メートルを超えるとき	1件につき800,000円

を

」

「

床面積の合計が2,000平方メートルを超え10,000平方メートル以下のとき	1件につき277,000円
床面積の合計が10,000平方メートルを超え50,000平方メートル以下のとき	1件につき406,000円
床面積の合計が50,000平方メートルを超えるとき	1件につき791,000円

」

に改め、同項アの摘要中

「

- 1 建築物の新築等をする場合（摘要の2及び4に規定する場合を除く。）の上の区分における床面積の合計は、当該新築等に係る部分の床面積について算定する。
- 2 特定既存不適格建築物の増築（当該特定既存不適格建築物と同一の敷地内においてする当該特定既存不適格建築物と別棟をなすと認められる建築物の増築を除く。）又は改築をする場合（摘要の4に規定する場合を除く。）の上の区分における床面積の合計は、当該増築又は改築に係る部分の床面積に、当該特定既存不適格建築物の床面積から当該増築又は改築に係る部分の床面積を控除した面積の2分の1の面積を加えた面積について算定する。
- 3 建築物の移転等をする場合（摘要の4に規定する場合を除く。）の上の区分における床面積の合計は、当該移転等に係る部分の床面積の2分の1の面積について算定する。
- 4 建築基準法第18条第3項の規定による確認済証の交付（3の2の項及び4の2の項において「確認済証交付」という。）を受けた建築物の計画の変更をして建築物の新築等又は移転等をする場合の上の区分における床面積の合計

を

は、当該計画の変更に係る部分の床面積の2分の1の面積（床面積を増加する部分にあっては、当該増加する部分の床面積）について算定する。

」

「

- 1 建築物の新築等をする場合（摘要の2及び4から7までに規定する場合を除く。）の上の区分における床面積の合計は、当該新築等に係る部分の床面積について算定する。
- 2 特定既存不適格建築物の増築（当該特定既存不適格建築物と同一の敷地内においてする当該特定既存不適格建築物と別棟をなすと認められる建築物の増築を除く。）又は改築をする場合（摘要の4から7までに規定する場合及び当該通知をする直前に当該特定既存不適格建築物についてした建築基準法第6条第1項の規定による工事について同法第18条第22項の規定による検査済証の交付（以下「建築主事計画通知検査済証交付」という。）を受けている場合を除く。）の上の区分における床面積の合計は、当該増築又は改築に係る部分の床面積に、当該特定既存不適格建築物の床面積から当該増築又は改築に係る部分の床面積を控除した面積の2分の1の面積を加えた面積について算定する。
- 3 建築物の移転等をする場合（摘要の4から7までに規定する場合を除く。）の上の区分における床面積の合計は、次に掲げるところにより算定する。
 - (1) 当該通知をする直前に当該建築物についてした建築基準法第6条第1項の規定による工事について建築主事計画通知検査済証交付を受けているときは、当該移転等に係る部分の床面積の2分の1の面積について算定する。

- (2) (1)に掲げるとき以外のときは、当該移転等に係る部分の床面積について算定する。
- 4 建築基準法第18条第3項の規定による確認済証の交付（以下「建築主事計画通知確認済証交付」という。）を受けた計画（計画の変更をした場合にあっては、当該変更（2回以上計画の変更をした場合にあっては、そのうち最後にした計画の変更）後の計画。摘要の5において同じ。）の変更をして建築物の新築等又は移転等をする場合（摘要の5に規定するときを除く。）の上の区分における床面積の合計は、当該計画の変更に係る部分の床面積の2分の1の面積（床面積を増加する部分にあっては、当該増加する部分の床面積）について算定する。
- 5 建築主事計画通知確認済証交付を受けた計画の変更をして建築物の新築等又は移転等をする場合であって、当該通知をする直前に当該建築物についてした建築基準法第6条第1項の規定による工事（当該建築主事計画通知確認済証交付を受けた後にしたものに限る。）について同法第18条第34項の規定による中間検査合格証の交付（以下「指定機関計画通知中間検査合格証交付」という。）を受けているときにおける計画通知手数料の額は、次に掲げる建築物の区分に応じ、それぞれに定める額とする。
- (1) 特定既存不適格建築物 当該計画の変更に係る部分の床面積の合計について上の区分により算定した手数料の額に、当該特定既存不適格建築物の床面積（当該特定既存不適格建築物と同一の敷地内に当該特定既存不適格建築物と別棟をなすと認められる建築物の増築をする場合にあっては、当該増築をする建築物の床面積。以下この項において同じ。）の合計について上の区分により算定した手数料の額の2分の1の額を加えた額

に改め、同表3の項ア中

- (2) 特定既存不適格建築物以外の建築物 当該計画の変更に係る部分の床面積の合計について上の区分により算定した手数料の額に、当該建築物（当該計画の変更に係る部分を除く。）の床面積の合計の2分の1の面積について上の区分により算定した手数料の額を加えた額
- 6 建築基準法第18条第4項の規定による確認済証の交付（以下「指定機関計画通知確認済証交付」という。）を受けた計画（計画の変更をした場合にあっては、当該変更（2回以上計画の変更をした場合にあっては、そのうち最後にした計画の変更）後の計画。摘要の7において同じ。）の変更をして建築物の新築等又は移転等をする場合（摘要の7に規定するときを除く。）における計画通知手数料の額は、次に掲げる建築物の区分に応じ、それぞれに定める額とする。
- (1) 特定既存不適格建築物 当該計画の変更に係る部分の床面積の合計について上の区分により算定した手数料の額に、当該特定既存不適格建築物の床面積の合計について上の区分により算定した手数料の額の2分の1の額を加えた額
- (2) 特定既存不適格建築物以外の建築物 当該計画の変更に係る部分の床面積の合計について上の区分により算定した手数料の額に、当該建築物（当該計画の変更に係る部分を除く。）の床面積の合計の2分の1の面積について上の区分により算定した手数料の額を加えた額
- 7 指定機関計画通知確認済証交付を受けた計画の変更をして建築物の新築等又は移転等をする場合であって、当該通知をする直前に当該建築物についてした建築基準法第6条第1項の規定による工事（当該指定機関計画通知確認済証交付を受けた後にしたものに限る。）について同法第18条第3

0項の規定による中間検査合格証の交付（以下「建築主事計画通知中間検査合格証交付」という。）を受けているときの上の区分における床面積の合計は、当該計画の変更に係る部分の床面積の2分の1の面積（床面積を増加する部分にあつては、当該増加する部分の床面積）について算定する。

- 8 建築物省エネ法第12条第2項ただし書の適用を受ける場合（建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行規則第2条第1項第1号に該当する場合に限る。）における計画通知手数料の額は、上の区分により算定した手数料の額に66の2の項に掲げる区分により算定した手数料の額を加えた額とする。

「

1基につき14,000円

」を「

1基につき22,000円

」に改め、同項イ中「この項、4の項、7の項及び8の項」を「この項及び4の項」に、

「

1基につき8,000円

」を「

1基につき10,000円

」に改め、同項ウ中

「

1基につき15,000円
1基につき10,000円

」を「

1基につき22,000円
1基につき8,000円

」に改め、同表3の2の項ア中「イに規定する」を「イ又はウに規定する」に、

「

1基につき14,000円

」を「

1基につき22,000円

」に改め、同項中

「

イ 確認済証交付を受けた建築設備の計画	小荷物専用昇降機以外の建築設備	1基につき8,000円
---------------------	-----------------	-------------

」を

の変更をして建築設備を設ける場合	小荷物専用昇降機	1 基につき 6, 0 0 0 円
------------------	----------	----------------------

」

「

イ 建築主事計画通知 確認済証交付を受けた建築設備の計画 (計画の変更をした場合にあっては、当該変更(2回以上計画の変更をした場合にあっては、そのうち最後にした計画の変更)後の計画。以下この項及び4の2の項において同じ。)の変更をして建築設備を設ける場合	小荷物専用昇降機以外の建築設備	1 基につき 1 0, 0 0 0 円
	小荷物専用昇降機	1 基につき 6, 0 0 0 円
ウ 指定機関計画通知 確認済証交付を受けた建築設備の計画の変更をして建築設備を設ける場合	小荷物専用昇降機以外の建築設備	1 基につき 2 2, 0 0 0 円
	小荷物専用昇降機	1 基につき 8, 0 0 0 円

に改め、同表4の

」

項ア中

「

1 基につき 1 6, 0 0 0 円

を

「

1 基につき 1 9, 0 0 0 円

に改め、同項ウ中

」

」

「

1 基につき 1 6, 0 0 0 円

を

「

1 基につき 1 9, 0 0 0 円

に改め、同表4の2の項ア中「イ

」

」

に規定する」を「イ又はウに規定する」に、

「

1 基につき 1 6, 0 0 0 円

を

「

1 基につき 1 9, 0 0 0 円

に改め、同項中

」

」

「

イ 確認済証交付を受けた工作物の計画の変更をして工作物を築造する場合	1 基につき 8, 0 0 0 円
------------------------------------	----------------------

を

」

「

イ 建築主事計画通知確認済証交付を受けた 工作物の計画の変更をして工作物を築造する 場合	1 基につき 8, 0 0 0 円
ウ 指定機関計画通知確認済証交付を受けた 工作物の計画の変更をして工作物を築造する 場合	1 基につき 1 9, 0 0 0 円

に改め、同表 5 の

」

項ア中

「

1 件につき 1 4, 0 0 0 円
1 件につき 1 6, 0 0 0 円
1 件につき 2 2, 0 0 0 円

を

「

1 件につき 2 0, 0 0 0 円
1 件につき 2 6, 0 0 0 円
1 件につき 3 5, 0 0 0 円

に、「5 0 0 平方メートル以下」

」

」

を「3 0 0 平方メートル以下」に、「2 8, 0 0 0 円」を「5 0, 0 0 0 円」に、「5 0 0 平方メートルを超え」を「3 0 0 平方メートルを超え」に、「4 6, 0 0 0 円」を「8 3, 0 0 0 円」に、「6 4, 0 0 0 円」を「1 0 7, 0 0 0 円」に、

「

床面積の合計が 2, 0 0 0 平方メートルを超え 4, 0 0 0 平方メートル以下のとき	1 件につき 1 5 6, 0 0 0 円
床面積の合計が 4, 0 0 0 平方メートルを超え 6, 0 0 0 平方メートル以下のとき	1 件につき 1 7 8, 0 0 0 円
床面積の合計が 6, 0 0 0 平方メートルを超え 8, 0 0 0 平方メートル以下のとき	1 件につき 2 0 0, 0 0 0 円
床面積の合計が 8, 0 0 0 平方メートルを超え 1 0, 0 0 0 平方メートル以下のとき	1 件につき 2 2 2, 0 0 0 円
床面積の合計が 1 0, 0 0 0 平方メートルを超え 1 2, 0 0 0 平方メートル以下のとき	1 件につき 2 6 0, 0 0 0 円

を

トルを超え20,000平方メートル以下のとき	円
床面積の合計が20,000平方メートルを超え50,000平方メートル以下のとき	1件につき340,000円
床面積の合計が50,000平方メートルを超え100,000平方メートル以下のとき	1件につき500,000円
床面積の合計が100,000平方メートルを超えるとき	1件につき670,000円

」

「

床面積の合計が2,000平方メートルを超え10,000平方メートル以下のとき	1件につき171,000円
床面積の合計が10,000平方メートルを超え50,000平方メートル以下のとき	1件につき269,000円
床面積の合計が50,000平方メートルを超えるとき	1件につき547,000円

に改め、同表5の2の項ア中

」

「

1件につき14,000円
1件につき16,000円
1件につき22,000円

を

「

1件につき20,000円
1件につき26,000円
1件につき35,000円

に、「500平方メートル以下」

」

」

を「300平方メートル以下」に、「28,000円」を「50,000円」に、「500平方メートルを超え」を「300平方メートルを超え」に、「46,000円」を「83,000円」に、「64,000円」を「107,000円」に、

「

床面積の合計が2,000平方メートルを超え4,000平方メートル以下のとき	1件につき156,000円
床面積の合計が4,000平方メートルを超え6,000平方メートル以下のとき	1件につき178,000円
床面積の合計が6,000平方メートルを超え8,000平方メートル以下のとき	1件につき200,000円
床面積の合計が8,000平方メートルを超え10,000平方メートル以下のとき	1件につき222,000円
床面積の合計が10,000平方メートルを超え20,000平方メートル以下のとき	1件につき260,000円
床面積の合計が20,000平方メートルを超え50,000平方メートル以下のとき	1件につき340,000円
床面積の合計が50,000平方メートルを超え100,000平方メートル以下のとき	1件につき500,000円
床面積の合計が100,000平方メートルを超えるとき	1件につき670,000円
(摘要) 1 建築物の新築等をする場合の上の区分における床面積の合計は、当該新築等に係る部分の床面積について算定する。 2 建築物の移転等をする場合の上の区分における床面積の合計は、当該移転等に係る部分の床面積の合計の2分の1の面積について算定する。	

を

「 」

床面積の合計が 2, 000 平方メートルを超え 10, 000 平方メートル以下のとき	1 件につき 171, 000 円
床面積の合計が 10, 000 平方メートルを超え 50, 000 平方メートル以下のとき	1 件につき 269, 000 円
床面積の合計が 50, 000 平方メートルを超えるとき	1 件につき 547, 000 円

(摘要)

- 1 建築物の新築等をする場合であって、当該新築等の計画（計画の変更をした場合にあつては、当該変更（2 回以上計画の変更をした場合にあつては、そのうち最後にした計画の変更）後の計画。以下この項において同じ。）について建築主事計画通知確認済証交付を受けているときの上の区分における床面積の合計は、当該新築等に係る部分の床面積について算定する。
- 2 建築物の移転等をする場合であって、当該移転等の計画について建築主事計画通知確認済証交付を受けているときの上の区分における床面積の合計は、当該移転等に係る部分の床面積の合計の 2 分の 1 の面積について算定する。
- 3 建築物の新築等又は移転等をする場合であって当該新築等又は移転等の計画について建築主事計画通知確認済証交付を受けていないときにおける工事完了通知手数料の額は、当該新築等又は移転等に係る部分の床面積の合計について上の区分により算定した手数料の額に、当該建築物の床面積（当該建築物と同一の敷地内に当該建築物と別棟をなすと認められる建築物の増築をする場合にあつては、当該増築をする建築物の床面積）

に改め、同表 6 の項ア中

の合計について2の2の項アに掲げる区分により算定した手数料の額の2分の1の額を加えた額とする。

」

「

1件につき1 2,000円
1件につき1 4,000円
1件につき2 0,000円

を

「

1件につき1 8,000円
1件につき2 3,000円
1件につき3 3,000円

に, 「500平方メートル以下」

」

」

を「300平方メートル以下」に, 「26,000円」を「48,000円」に,

「

床面積の合計が500平方メートルを超え1,000平方メートル以下のとき	1件につき4 4,000円
-------------------------------------	------------------

を

」

「

床面積の合計が300平方メートルを超え1,000平方メートル以下のとき	1件につき8 0,000円
-------------------------------------	------------------

に, 「62,000円」を「100,

」

000円」に,

「

床面積の合計が2,000平方メートルを超え4,000平方メートル以下のとき	1件につき1 44,000円
床面積の合計が4,000平方メートルを超え6,000平方メートル以下のとき	1件につき1 66,000円
床面積の合計が6,000平方メートルを超え8,000平方メートル以下のとき	1件につき1 88,000円

床面積の合計が8,000平方メートルを超え10,000平方メートル以下のとき	1件につき210,000円
床面積の合計が10,000平方メートルを超え20,000平方メートル以下のとき	1件につき248,000円
床面積の合計が20,000平方メートルを超え50,000平方メートル以下のとき	1件につき320,000円
床面積の合計が50,000平方メートルを超え100,000平方メートル以下のとき	1件につき480,000円
床面積の合計が100,000平方メートルを超えるとき	1件につき650,000円

を

「

床面積の合計が2,000平方メートルを超え10,000平方メートル以下のとき	1件につき156,000円
床面積の合計が10,000平方メートルを超え50,000平方メートル以下のとき	1件につき255,000円
床面積の合計が50,000平方メートルを超えるとき	1件につき532,000円

に改め、同表6の2の項ア中

「

1件につき12,000円
1件につき14,000円
1件につき20,000円

を

「

1件につき18,000円
1件につき23,000円
1件につき33,000円

に、「500平方メートル以下」

」
を「300平方メートル以下」に、「26,000円」を「48,000円」に,

「

床面積の合計が500平方メートルを超え1,000平方メートル以下のとき	1件につき44,000円
-------------------------------------	--------------

を

」

「

床面積の合計が300平方メートルを超え1,000平方メートル以下のとき	1件につき80,000円
-------------------------------------	--------------

に、「62,000円」を「100,

」

000円」に,

「

床面積の合計が2,000平方メートルを超え4,000平方メートル以下のとき	1件につき144,000円
床面積の合計が4,000平方メートルを超え6,000平方メートル以下のとき	1件につき166,000円
床面積の合計が6,000平方メートルを超え8,000平方メートル以下のとき	1件につき188,000円
床面積の合計が8,000平方メートルを超え10,000平方メートル以下のとき	1件につき210,000円
床面積の合計が10,000平方メートルを超え20,000平方メートル以下のとき	1件につき248,000円
床面積の合計が20,000平方メートルを超え50,000平方メートル以下のとき	1件につき320,000円

を

00平方メートル以下のとき	
床面積の合計が50,000平方メートルを超え100,000平方メートル以下のとき	1件につき480,000円
床面積の合計が100,000平方メートルを超えるとき	1件につき650,000円
(摘要) 1 建築物の新築等をする場合の上の区分における床面積の合計は、当該新築等に係る部分の床面積について算定する。 2 建築物の移転等をする場合の上の区分における床面積の合計は、当該移転等に係る部分の床面積の合計の2分の1の面積について算定する。	

」

「

床面積の合計が2,000平方メートルを超え10,000平方メートル以下のとき	1件につき156,000円
床面積の合計が10,000平方メートルを超え50,000平方メートル以下のとき	1件につき255,000円
床面積の合計が50,000平方メートルを超えるとき	1件につき532,000円
(摘要) 1 建築物の新築等をする場合であって、次のいずれかに該当するときの上の区分における床面積の合計は、当該新築等に係る部分の床面積について算定する。 (1) 当該新築等の計画（計画の変更をした場合にあつては、当該変更（2回以上計画の変更をした場合にあつては、そのうち最後にした計画の変更。以下この項において同じ。）後の計画）について建築主事計画通知確認	

済証交付を受けているとき（当該建築主事計画通知確認済証交付を受けた時から当該通知をするまでの間に当該建築物について特定工程に係る工事（2回以上特定工程に係る工事をした場合にあっては、そのうち最後にしたもの。以下この項において同じ。）をした場合にあっては、当該特定工程に係る工事について指定機関計画通知中間検査合格証交付を受けているときを除く。）

- (2) 当該建築物についてした特定工程に係る工事について建築主事計画通知中間検査合格証交付を受けているとき（当該建築主事計画通知中間検査合格証交付を受けた時から当該通知をするまでの間に当該新築等の計画の変更をした場合にあっては、当該変更後の計画について指定機関計画通知確認済証交付を受けているときを除く。）

- 2 建築物の移転等をする場合であって、次のいずれかに該当するときの上の区分における床面積の合計は、当該移転等に係る部分の床面積の合計の2分の1の面積について算定する。

- (1) 当該移転等の計画（計画の変更をした場合にあっては、当該変更後の計画）について建築主事計画通知確認済証交付を受けているとき（当該建築主事計画通知確認済証交付を受けた時から当該通知をするまでの間に当該建築物について特定工程に係る工事をした場合にあっては、当該特定工程に係る工事について指定機関計画通知中間検査合格証交付を受けているときを除く。）

- (2) 当該建築物についてした特定工程に係る工事について建築主事計画通知中間検査合格証交付を受けているとき（当該建築主事計画通知中間検査合格証交付を受けた時から当該通知をするまでの間に当該移転等の計画の

に改め、同表7の項中

変更をした場合にあっては、当該変更後の計画について指定機関計画通知確認済証交付を受けているときを除く。）

- 3 建築物の新築等又は移転等をする場合（摘要の1及び2に規定するときを除く。）における工事完了通知手数料の額は、当該新築等又は移転等に係る部分の床面積の合計について上の区分により算定した手数料の額に、当該建築物の床面積（当該建築物と同一の敷地内に当該建築物と別棟をなすと認められる建築物の増築をする場合にあっては、当該増築をする建築物の床面積）の合計について2の2の項アに掲げる区分により算定した手数料の額の2分の1の額を加えた額とする。

」

「

小荷物専用昇降機以外の建築設備	その設置の計画について建築主事の確認を受けたもの	1基につき20,000円
	その設置の計画について指定確認検査機関の確認を受けたもの	1基につき27,000円
小荷物専用昇降機	その設置の計画について建築主事の確認を受けたもの	1基につき16,000円
	その設置の計画について指定確認検査機関の確認を受けたもの	1基につき20,000円

を

」

「

小荷物専用昇降機以外の建築設備	1基につき33,000円
小荷物専用昇降機	1基につき18,000円

に改め、同表7の

」

2の項中

「

1基につき20,000円

を

「

1基につき33,000円

に改め、同表8の項中

1 基につき 1 6, 0 0 0 円

1 基につき 1 8, 0 0 0 円

」

」

「

その築造の計画について建築主事の確認を受けた工作物	1 基につき 1 8, 0 0 0 円
その築造の計画について指定確認検査機関の確認を受けた工作物	1 基につき 2 6, 0 0 0 円

を

」

「

	1 基につき 2 1, 0 0 0 円
--	------------------------

に改め、同表 8 の

」

2 の項中「1 8, 0 0 0 円」を「2 1, 0 0 0 円」に改め、同表 9 の項中

「

「

1 件につき 1 2, 0 0 0 円
1 件につき 1 4, 0 0 0 円
1 件につき 2 0, 0 0 0 円

を

1 件につき 1 7, 0 0 0 円
1 件につき 2 3, 0 0 0 円
1 件につき 2 9, 0 0 0 円

に、「5 0 0 平方メートル以下」

」

」

を「3 0 0 平方メートル以下」に、「2 6, 0 0 0 円」を「3 8, 0 0 0 円」に、「5 0 0 平方メートルを超え」を「3 0 0 平方メートルを超え」に、「4 2, 0 0 0 円」を「5 5, 0 0 0 円」に、「5 8, 0 0 0 円」を「7 5, 0 0 0 円」に、

「

床面積の合計が2, 0 0 0平方メートルを超え4, 0 0 0平方メートル以下のとき	1 件につき 1 3 0, 0 0 0 円
床面積の合計が4, 0 0 0平方メートルを超え6, 0 0 0平方メートル以下のとき	1 件につき 1 5 0, 0 0 0 円
床面積の合計が6, 0 0 0平方メートルを超え8, 0 0 0平方メートル以下のとき	1 件につき 1 7 0, 0 0 0 円
床面積の合計が8, 0 0 0平方メートルを超え1 0, 0 0 0平方メートル以下のとき	1 件につき 1 9 0, 0 0 0 円
床面積の合計が1 0, 0 0 0平方メートルを超え2 0, 0 0 0平方メートル以下のとき	1 件につき 2 2 0, 0 0 0

を

	円
床面積の合計が20,000平方メートルを超え50,000平方メートル以下のとき	1件につき280,000円
床面積の合計が50,000平方メートルを超え100,000平方メートル以下のとき	1件につき430,000円
床面積の合計が100,000平方メートルを超えるとき	1件につき580,000円

」

「

床面積の合計が2,000平方メートルを超え10,000平方メートル以下のとき	1件につき154,000円
床面積の合計が10,000平方メートルを超え50,000平方メートル以下のとき	1件につき254,000円
床面積の合計が50,000平方メートルを超えるとき	1件につき533,000円

に改め、同表9の

」

2の項中

「

中間検査の対象となる部分の床面積の合計が30平方メートル以下のとき	1件につき12,000円
中間検査の対象となる部分の床面積の合計が30平方メートルを超え100平方メートル以下のとき	1件につき14,000円
中間検査の対象となる部分の床面積の合計が100平方メートルを超え200平方メートル以下のとき	1件につき20,000円
中間検査の対象となる部分の床面積の合計が200平方メートルを超え500平方メートル以下のとき	1件につき26,000円
中間検査の対象となる部分の床面積の合計が500平方メートルを超え1,000平方メートル以下のとき	1件につき42,000円
中間検査の対象となる部分の床面積の合計が1,000平方メートルを超え2,000平方メートル以下のとき	1件につき58,000円
中間検査の対象となる部分の床面積の合計が2,000平方メートルを超え4,000平方メートル以下のとき	1件につき130,000円
中間検査の対象となる部分の床面積の合計が4,000平方メートルを超え6,000平方メートル以下のとき	1件につき150,000円

を

方メートル以下のとき	円
中間検査の対象となる部分の床面積の合計が 6,000平方メートルを超え8,000平方 メートル以下のとき	1件につき1 70,000 円
中間検査の対象となる部分の床面積の合計が 8,000平方メートルを超え10,000 平方メートル以下のとき	1件につき1 90,000 円
中間検査の対象となる部分の床面積の合計が 10,000平方メートルを超え20,000 平方メートル以下のとき	1件につき2 20,000 円
中間検査の対象となる部分の床面積の合計が 20,000平方メートルを超え50,000 平方メートル以下のとき	1件につき2 80,000 円
中間検査の対象となる部分の床面積の合計が 50,000平方メートルを超え100,000 平方メートル以下のとき	1件につき4 30,000 円
中間検査の対象となる部分の床面積の合計が 100,000平方メートルを超えるとき	1件につき5 80,000 円

」

「

床面積の合計が30平方メートル以下のとき	1件につき1 7,000円
床面積の合計が30平方メートルを超え100 平方メートル以下のとき	1件につき2 3,000円
床面積の合計が100平方メートルを超え200 平方メートル以下のとき	1件につき2 9,000円
床面積の合計が200平方メートルを超え300 平方メートル以下のとき	1件につき3 8,000円
床面積の合計が300平方メートルを超え1,000 平方メートル以下のとき	1件につき5 5,000円
床面積の合計が1,000平方メートルを超え2,000 平方メートル以下のとき	1件につき7 5,000円
床面積の合計が2,000平方メートルを超え10,000 平方メートル以下のとき	1件につき1 54,000 円
床面積の合計が10,000平方メートルを超え50,000 平方メートル以下のとき	1件につき2 54,000 円
床面積の合計が50,000平方メートルを超えるとき	1件につき5 33,000 円
(摘要)	
1 次のいずれかに該当するときの上の区分における床面積 の合計は、当該通知に係る建築基準法第18条第29項の 規定による検査の対象となる部分の床面積の合計について 算定する。	
(1) 当該通知に係る建築物の新築等又は移転等の計画（計	

画の変更をした場合にあっては、当該変更（2回以上計画の変更をした場合にあっては、そのうち最後にした計画の変更。以下この項において同じ。）後の計画）について建築主事計画通知確認済証交付を受けているとき（当該建築主事計画通知確認済証交付を受けた時から当該通知をするまでの間に当該建築物について特定工程に係る工事（当該通知に係るものを除き、当該通知に係るもの以外のものが2以上ある場合にあっては、そのうち最後にしたもの。以下この項において同じ。）をした場合にあっては、当該特定工程に係る工事について指定機関計画通知中間検査合格証交付を受けているときを除く。）

(2) 当該通知に係る建築物についてした特定工程に係る工事について建築主事計画通知中間検査合格証交付を受けているとき（当該建築主事計画通知中間検査合格証交付を受けた時から当該通知をするまでの間に当該新築等又は移転等の計画の変更をした場合にあっては、当該変更後の計画について指定機関計画通知確認済証交付を受けているときを除く。）

2 摘要の1に規定するとき以外のおける特定工程工事終了通知手数料の額は、当該通知に係る建築基準法第18条第29項の規定による検査の対象となる部分の床面積の合計について上の区分により算定した手数料の額に、当該通知に係る建築物の床面積（当該建築物と同一の敷地内に当該建築物と別棟をなすと認められる建築物の増築をする場合にあっては、当該増築をする建築物の床面積）の合計について2の2の項アに掲げる区分により算定した手数料の額の2分の1の額を加えた額とする。

に改め、同表53

の項及び53の2の項を次のように改める。

53	宅地造成及び特定盛土等規制法（昭和36年法律第191号）第12条第1項の宅地造成等（土石の堆積を除く。）に関する工事の許可の申請に対する審査	宅地造成又は特定盛土等工事申請手数料	盛土又は切土をする土地の面積が500平方メートル以下のとき	1件につき14,000円
			盛土又は切土をする土地の面積が500平方メートルを超え1,000平方メートル以下のとき	1件につき25,000円
			盛土又は切土をする土地の面積が1,000平方メートルを超え2,000平方メートル以下のとき	1件につき35,000円
			盛土又は切土をする土地の面積が2,000平方メートルを超え3,000平方メートル以下のとき	1件につき52,000円
			盛土又は切土をする土地の面積が3,000平方メートルを超え5,000平方メートル以下のとき	1件につき60,000円
			盛土又は切土をする土地の面積が5,000平方メートルを超え10,000平方メートル以下のとき	1件につき82,000円
			盛土又は切土をする土地の面積が10,000平方メートルを超え	1件につき1

			0平方メートルを超え20,000平方メートル以下のとき	32,000円
			盛土又は切土をする土地の面積が20,000平方メートルを超え40,000平方メートル以下のとき	1件につき204,000円
			盛土又は切土をする土地の面積が40,000平方メートルを超え70,000平方メートル以下のとき	1件につき319,000円
			盛土又は切土をする土地の面積が70,000平方メートルを超え100,000平方メートル以下のとき	1件につき452,000円
			盛土又は切土をする土地の面積が100,000平方メートルを超えるとき	1件につき584,000円
532	宅地造成及び特定盛土等規制法第12条第1項の宅地造成等（土石の堆積に限る。）に関する工事の許可の申請に対する審査	土石の堆積工事許可申請手数料	土石の堆積を行う土地の面積が500平方メートル以下のとき	1件につき10,000円
			土石の堆積を行う土地の面積が500平方メートルを超え1,000平方メートル以下のとき	1件につき12,000円
			土石の堆積を行う土地の面積が1,000平方メートルを超え2,000平方メートル以下のとき	1件につき14,000円
			土石の堆積を行う土地の面積が2,000平方メートルを超え3,000平方メートル以下のとき	1件につき18,000円
			土石の堆積を行う土地の面積が3,000平方メートルを超え5,000平方メートル以下のとき	1件につき25,000円
			土石の堆積を行う土地の面積が5,000平方メートルを超え10,000平方メートル以下のとき	1件につき29,000円
			土石の堆積を行う土地の面積が10,000平方メートルを超え20,000平方メートル以下のとき	1件につき35,000円
			土石の堆積を行う土地の面積が20,000平方メートルを超え40,000平方メートル以下のとき	1件につき48,000円
			土石の堆積を行う土地の面積が40,000平方メートルを超え70,000平方メートル以下のとき	1件につき66,000円
			土石の堆積を行う土地の面積が70,000平方メートルを超え100,000平方メートル以下のとき	1件につき99,000円
			土石の堆積を行う土地の面積が100,000平方メートルを超えるとき	1件につき121,000円

別表第2項の表53の2の項の次に次のように加える。

5	宅地造成及	宅地造	1件につき次
---	-------	-----	--------

3 の 3	び特定盛土等規制法第16条第1項の宅地造成等（土石の堆積を除く。）に関する工事の計画の変更の許可の申請に対する審査	成又は特定盛土等工事計画変更許可申請手数料	に掲げる額を合算した額（その額が584,000円を超えるとときは, 584,000円） ア 宅地造成又は特定盛土等に関する工事の設計の変更（イに規定する変更のみに該当する場合を除く。）については, 変更前の盛土又は切土をする土地の面積（イに規定する変更がない場合であって, 盛土又は切土をする土地の縮小を伴うときには, 縮小後の盛土又は切土をする土地の面積）に应じ, 53の項に掲げる手数料の額の10分の1に相当する額 イ 盛土又は切土をする新たな土地に係る宅地造成又は特定盛土等に関する工事の設計の変
-------------	--	------------------------------	--

				更については、当該盛土又は切土をする新たな土地の面積に応じ、53の項に掲げる手数料の額と同一の額 ウ その他の変更については、10,000円
53の4	宅地造成及び特定盛土等規制法第16条第1項の宅地造成等（土石の堆積に限る。）に関する工事の計画の変更の許可の申請に対する審査	土石の堆積工事計画変更許可申請手数料		1件につき次に掲げる額を合算した額（その額が121,000円を超えるときは、121,000円） ア 土石の堆積に関する工事の設計の変更（イに規定する変更のみに該当する場合を除く。）については、変更前の土石の堆積を行う土地の面積（イに規定する変更がない場合であって、土石の堆積を行う土地の縮小を伴うときにあっては、縮小後の土石の堆積を行う土地の面

				積) に応じ, 53の2の項に掲げる手数料の額の10分の1に相当する額 イ 土石の堆積を行う新たな土地に係る土石の堆積に関する工事の設計の変更については, 当該土石の堆積を行う新たな土地の面積に応じ, 53の2の項に掲げる手数料の額と同一の額 ウ その他の変更については, 10,000円
53の5	宅地造成及び特定盛土等規制法第18条第1項の規定による中間検査の申請に対する審査	中間検査申請手数料	盛土又は切土をする土地の面積が3,000平方メートル以下のとき	1件につき2,700円
			盛土又は切土をする土地の面積が3,000平方メートルを超え20,000平方メートル以下のとき	1件につき5,500円
			盛土又は切土をする土地の面積が20,000平方メートルを超え40,000平方メートル以下のとき	1件につき11,000円
			盛土又は切土をする土地の面積が40,000平方メートルを超え70,000平方メートル以下のとき	1件につき22,000円
			盛土又は切土をする土地の面積が70,000平方メートルを超え100,000平方メートル以下のとき	1件につき38,600円
			盛土又は切土をする土地の面積が100,000平方メートルを超えるとき	1件につき55,100円
53の6	宅地造成等規制法の一部を改正する法律(令	宅地造成工事計画変更許可		1件につき次に掲げる額を合算した額(その額が4

	和 4 年法律 第 5 5 号。 以下この項 において 「令和 4 年 改正法」と いう。) 附 則第 2 条第 2 項の規定 によりなお 従前の例に よることと される令和 4 年改正法 による改正 前の宅地造 成等規制法 (昭和 3 6 年法律第 1 9 1 号) 第 1 2 条第 1 項の工事の 計画の変更 の許可の申 請に対する 審査	申請手 数料		2 0 , 0 0 0 円を超えると きは, 4 2 0 , 0 0 0 円) ア 宅地造成 に関する工 事の設計の 変更(イに 規定する変 更のみに該 当する場合 を除く。) について は, 変更前 の切土又は 盛土をする 土地の次に 掲げる面積 (イに規定 する変更が ない場合で あって, 切 土又は盛土 をする土地 の縮小を伴 うときにあ っては, 縮 小後の切土 又は盛土を する土地の 次に掲げる 面積) の区 分に応じ, それぞれに 定める額の 1 0 分の 1 に相当する 額 (ア) 5 0 0 平方メー トル以下 の面積 1 2 , 0 0 0 円 (イ) 5 0 0 平方メー トルを超 え 1 , 0 0 0 平方
--	---	-------------------	--	--

					メートル 以下の面 積 2 1, 0 0 0円
					(ウ) 1, 0 0 0平方 メートル を 超 え 2, 0 0 0平方メ ートル以 下の面積 3 1, 0 0 0円
					(エ) 2, 0 0 0平方 メートル を 超 え 5, 0 0 0平方メ ートル以 下の面積 4 7, 0 0 0円
					(オ) 5, 0 0 0平方 メートル を 超 え 1 0, 0 0 0平方メ ートル以 下の面積 6 7, 0 0 0円
					(カ) 1 0, 0 0 0平 方メート ルを 超 え 2 0, 0 0 0平方 メートル 以下の面 積 1 1 0, 0 0 0円
					(キ) 2 0, 0 0 0平 方メート ルを 超 え

					40,000平方メートル以下の面積 170,000円
					(ケ) 40,000平方メートルを超え70,000平方メートル以下の面積 250,000円
					(ク) 70,000平方メートルを超え100,000平方メートル以下の面積 340,000円
					(コ) 100,000平方メートルを超える面積 420,000円
					イ 切土又は盛土をする新たな土地に係る宅地造成に関する工事の設計の変更については、当該切土又は盛土をする新たな土地の ア (ア) から

				(コ) までに掲げる面積に応じ、それぞれア(ア) から(コ) までに定める額と同一の額 ウ その他の変更については、 10,000円
--	--	--	--	---

別表第2項の表65の19の項ア中「建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律（平成27年法律第53号。以下「建築物省エネ法」という。）第15条第1項」を「建築物省エネ法第14条第1項」に、

「

評価方法が建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令（平成28年経済産業省・国土交通省令第1号。以下この項、66の2の項、66の2の4の項及び66の2の6の項において	一戸建ての住宅の床面積の合計が200平方メートル未満のとき	1戸につき32,000円
	一戸建ての住宅の床面積の合計が200平方メートル以上のとき	1戸につき35,000円

を

て「基 準 省 令」と い う。) 第10 条第2 号 イ (2) 及びロ (2) 以外に よるも の		
--	--	--

」

「

評価方 法が建 築物エ ネルギ ー消費 性能基 準等を 定める 省 令 (平成 28年 経済産 業省・ 国土交 通省令 第 1 号。以 下この 項, 6 6の2 の項及 び66 の2の 4の項 におい て「基 準 省 令」と い う。) 第10 条第2	一戸建ての 住宅の床面 積の合計が 200平方 メートル未 満のとき	1戸につき3 2,000円
	一戸建ての 住宅の床面 積の合計が 200平方 メートル以 上のとき	1戸につき3 5,000円

号 イ (1) 及びロ (2) ， 同号 イ (2) 及びロ (1) 並びに 同号イ (2) 及びロ (2) 以外に よるも の		
評価方 法が基 準省令 第10 条第2 号 イ (1) 及びロ (2) 又は同 号 イ (2) 及びロ (1) による もの	一戸建ての 住宅の床面 積の合計が 200平方 メートル未 満のとき	1戸につき2 4,000円
	一戸建ての 住宅の床面 積の合計が 200平方 メートル以 上のとき	1戸につき2 6,000円

に，

「

評価方 法が基 準省令 第10 条第2 号 イ (2) 及びロ (2) 以外に よるも の	共同住宅等 の床面積の 合計が30 0平方メー トル未満の とき	1棟につき6 4,000円
	共同住宅等 の床面積の 合計が30 0平方メー トル以上 2,000 平方メー	1棟につき1 08,000 円

	ル未満のき と	
	共同住宅等 の床面積の 合計が2, 000平方 メートル以 上5,00 0平方メー トル未満の とき	1棟につき1 84,000 円
	共同住宅等 の床面積の 合計が5, 000平方 メートル以 上のとき	1棟につき2 65,000 円

を

「

評価方 法が基 準省令 第10 条第2 号イ	共同住宅等 の床面積の 合計が30 0平方メー トル未満の とき	1棟につき6 4,000円
(1) 及びロ (2) , 同号 イ (2) 及びロ (1) 並びに 同号イ (2) 及びロ (2) 以外に よるも の	共同住宅等 の床面積の 合計が30 0平方メー トル以上 2,000 平方メー トル未満の とき	1棟につき1 08,000 円
	共同住宅等 の床面積の 合計が2, 000平方 メートル以 上5,00 0平方メー トル未満の とき	1棟につき1 84,000 円
	共同住宅等 の床面積の 合計が5, 000平方 メートル以	1棟につき2 65,000 円

	上るとき	
評価方法が基準省令第10条第2号イ	共同住宅等の床面積の合計が300平方メートル未満のとき	1棟につき48,000円
(1)及びロ	共同住宅等の床面積の合計が300平方メートル以上	1棟につき81,000円
(2)又は同号イ	2,000平方メートル未満のとき	
(2)及びロ	共同住宅等の床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のとき	1棟につき143,000円
(1)によるもの	共同住宅等の床面積の合計が5,000平方メートル以上のとき	1棟につき210,000円

に改め、同項の摘要の1中「複合建

築物に」を「複合建築物（非住宅部分及び住宅部分を有する建築物をいう。以下同じ。）に」に改め、同表66の2の項中「第12条第1項又は第13条第2項」を「第11条第1項又は第12条第2項」に、

「

評価方法が基準省令第1条第1項第1号ロ以外のもの	非住宅建築物（複合建築物（住宅部分（建築物省エネ法第11条第1項の住宅部分をいう。以下同じ。）及び非住宅部分（同項の	床面積の合計が300平方メートル以上1,000平方メートル未満のとき	1棟につき30,000円
		床面積の合計が1,0	1棟につき42,000円

	非住宅部分をいう。以下同じ。)を有する建築物をいう。以下同じ。)においては非住宅部分に限る。)であって、その全部を工場、危険物の貯蔵若しくは処理に供するもの、倉庫、水産物の増殖場若しくは養殖場、卸売市場、火葬場又はと畜場、汚物処理場、ごみ焼却場その他の処理施設の用途に供するもの(以下この項において「工場等」という。)	00平方メートル以上2,000平方メートル未満のとき	
		床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のとき	1棟につき101,000円
		床面積の合計が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のとき	1棟につき150,000円
		床面積の合計が10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のとき	1棟につき186,000円
		床面積の合計が25,000平方メートル以上のとき	1棟につき231,000円
工場等以外		床面積の合計が300平方メートル以上1,000平方メートル未満のとき	1棟につき277,000円
		床面積の合計が1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のとき	1棟につき357,000円

		き	
		床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のとき	1棟につき525,000円
		床面積の合計が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のとき	1棟につき648,000円
		床面積の合計が10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のとき	1棟につき767,000円
		床面積の合計が25,000平方メートル以上のとき	1棟につき876,000円
評価方法が基準省令第1条第1項第1号ロによるもの	工場等	床面積の合計が300平方メートル以上1,000平方メートル未満のとき	1棟につき26,000円
		床面積の合計が1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のとき	1棟につき37,000円
		床面積の合計が2,000平方メートル以上	1棟につき95,000円

を

	5, 0 0 0 平方メー トル未満の とき	
	床面積の合 計が5, 0 0 0平方メ ートル以上 1 0, 0 0 0平方メー トル未満の とき	1 棟につき 1 4 3, 0 0 0 円
	床面積の合 計が1 0, 0 0 0平方 メートル以 上2 5, 0 0 0平方メ ートル未満 のとき	1 棟につき 1 7 8, 0 0 0 円
	床面積の合 計が2 5, 0 0 0平方 メートル以 上のとき	1 棟につき 2 2 2, 0 0 0 円
工場等以外	床面積の合 計が3 0 0 平方メー トル以上1, 0 0 0平方 メートル未 満のとき	1 棟につき 1 0 8, 0 0 0 円
	床面積の合 計が1, 0 0 0平方メ ートル以上 2, 0 0 0 平方メー トル未満の とき	1 棟につき 1 4 2, 0 0 0 円
	床面積の合 計が2, 0 0 0平方メ ートル以上 5, 0 0 0 平方メー トル未満の とき	1 棟につき 2 3 8, 0 0 0 円
	床面積の合	1 棟につき 3

		計が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のとき	11,000円
		床面積の合計が10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のとき	1棟につき375,000円
		床面積の合計が25,000平方メートル以上のとき	1棟につき440,000円

」

「

住 宅 部分	一 戸 建 て の 住 宅	評価方法が基準省令第1条第1項第2号イ(1)及びロ(2)、同号イ(2)及びロ(1)並びに同号イ(2)及びロ(2)以外によるもの	床面積の合計が200平方メートル未満のとき	1戸につき34,000円
			床面積の合計が200平方メートル以上のとき	1戸につき38,000円
		評価方法が基準省令第1条第1項第2号イ(1)及びロ(2)又は同号イ(2)及びロ(1)によるもの	床面積の合計が200平方メートル未満のとき	1戸につき24,000円
			床面積の合計が200平方メートル以上のとき	1戸につき26,000円
		評価方法が基準省令第1条第1項第2号イ(2)及びロ(2)によるもの	床面積の合計が200平方メートル未満のとき	1戸につき16,000円
			床面積の合計	1戸につき1

		計が200平方メートル以上のとき	7,000円
共同住宅等	評価方法が基準省令第1条第1項第2号イ(1)及びロ(2), 同号イ(2)及びロ(1)並びに同号イ(2)及びロ(2)以外によるもの	床面積の合計が300平方メートル未満のとき	1棟につき68,000円
		床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のとき	1棟につき115,000円
		床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のとき	1棟につき196,000円
		床面積の合計が5,000平方メートル以上のとき	1棟につき282,000円
	評価方法が基準省令第1条第1項第2号イ(1)及びロ(2)又は同号イ(2)及びロ(1)によるもの	床面積の合計が300平方メートル未満のとき	1棟につき48,000円
		床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のとき	1棟につき81,000円
		床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のとき	1棟につき143,000円

			床面積の合計が5,000平方メートル以上のとき	1棟につき210,000円
		評価方法が基準省令第1条第1項第2号イ(2)及びロ(2)によるもの	床面積の合計が300平方メートル未満のとき	1棟につき31,000円
			床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のとき	1棟につき53,000円
			床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のとき	1棟につき98,000円
			床面積の合計が5,000平方メートル以上のとき	1棟につき149,000円
非住宅部分	非住宅建築物(複合建築物においては非住宅部に限る。)であって、その全部を工	評価方法が基準省令第1条第1項第1号ロ以外によるもの	床面積の合計が300平方メートル未満のとき	1棟につき21,000円
			床面積の合計が300平方メートル以上1,000平方メートル未満のとき	1棟につき30,000円
			床面積の合計が1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のとき	1棟につき42,000円

場， 危 険 物 の 蔵 貯 若 し く は 処 理 に 供 す る も の， 倉 庫， 水 産 物 の 殖 増 殖 場 若 く は 養 殖 場， 卸 売 市 場， 火 葬 場 又 と 畜 場， 汚 物 処 理 場， ご 焼 却 そ の 他 の 処 理 施 設 の 途 に 供 す る の （ 以 下 の 項 に お て 「 工	評価方法が基準 省令第1条第1 項第1号ロによ るもの	き	
		床面積の合 計が2,0 00平方メ ートル以 上5,000 平方メー トル未満 のとき	1棟につき1 01,000 円
		床面積の合 計が5,0 00平方メ ートル以 上10,00 0平方メ ートル未 満のとき	1棟につき1 50,000 円
		床面積の合 計が10, 000平方 メートル 以上25,0 00平方メ ートル未 満のとき	1棟につき1 86,000 円
		床面積の合 計が25, 000平方 メートル 以上のとき	1棟につき2 31,000 円
		床面積の合 計が300 平方メー トル未満 のとき	1棟につき1 8,000円
		床面積の合 計が300 平方メー トル以上1, 000平方 メートル未 満のとき	1棟につき2 6,000円
		床面積の合 計が1,0 00平方メ ートル以 上2,000 平方メー トル未満 のとき	1棟につき3 7,000円

に改め，同表66

	場等」という。)		き	
			床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のとき	1棟につき95,000円
			床面積の合計が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のとき	1棟につき143,000円
			床面積の合計が10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のとき	1棟につき178,000円
工場等以外		評価方法が基準省令第1条第1項第1号ロ以外によるもの	床面積の合計が25,000平方メートル以上のとき	1棟につき222,000円
			床面積の合計が300平方メートル以上1,000平方メートル未満のとき	1棟につき277,000円
			床面積の合計が1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のとき	1棟につき357,000円

			き	
			床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のとき	1棟につき525,000円
			床面積の合計が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のとき	1棟につき648,000円
			床面積の合計が10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のとき	1棟につき767,000円
			床面積の合計が25,000平方メートル以上のとき	1棟につき876,000円
	評価方法が基準省令第1条第1項第1号ロによるもの		床面積の合計が300平方メートル未満のとき	1棟につき82,000円
			床面積の合計が300平方メートル以上1,000平方メートル未満のとき	1棟につき108,000円
			床面積の合計が1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のとき	1棟につき142,000円

			き	
			床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のとき	1棟につき238,000円
			床面積の合計が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のとき	1棟につき311,000円
			床面積の合計が10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のとき	1棟につき375,000円
			床面積の合計が25,000平方メートル以上のとき	1棟につき440,000円

」

の2の2の項中「第12条第2項後段又は第13条第3項後段」を「第11条第2項又は第12条第3項」に改め、同表66の2の3の項中「（平成28年国土交通省令第5号）第11条」を「第13条」に改め、同表66の2の4の項中「第34条第1項」を「第29条第1項」に改め、同項ア中

「

評価方法が基準省令第10条第2号イ	床面積の合計が200平方メートル未満のとき	1戸につき34,000円
(2)及びロ(2)	床面積の合計が200平方メートル以上のとき	1戸につき38,000円

を

以外によるもの	き	
---------	---	--

」

「

評価方法が基準省令第10条第2号イ(1)及びロ(2), 同号イ(2)及びロ(1)並びに同号イ(2)及びロ(2)以外によるもの	床面積の合計が200平方メートル未満のとき	1戸につき34,000円
	床面積の合計が200平方メートル以上のとき	1戸につき38,000円
評価方法が基準省令第10条第2号イ(1)及びロ(2)又は同号イ(2)及びロ(1)によるもの	床面積の合計が200平方メートル未満のとき	1戸につき24,000円
	床面積の合計が200平方メートル以上のとき	1戸につき26,000円

に,

」

「

評価方法が基	床面積の合計が300	1棟につき68,000円
--------	------------	--------------

準省令 第10 条第2 号イ (2) 及びロ (2) 以外に よるも の	平方メート ル未満のと き	
	床面積の合 計が300 平方メート ル以上2, 000平方 メートル未 満のとき	1棟につき1 15,000 円
	床面積の合 計が2,0 00平方メ ートル以上 5,000 平方メート ル未満のと き	1棟につき1 96,000 円
	床面積の合 計が5,0 00平方メ ートル以上 のとき	1棟につき2 82,000 円

を

」

「

評価方 法が基 準省令 第10 条第2 号イ (1) 及びロ (2) , 同号 イ (2) 及びロ (1) 並びに 同号イ (2) 及びロ (2) 以外に よるも の	床面積の合 計が300 平方メート ル未満のと き	1棟につき6 8,000円
	床面積の合 計が300 平方メート ル以上2, 000平方 メートル未 満のとき	1棟につき1 15,000 円
	床面積の合 計が2,0 00平方メ ートル以上 5,000 平方メート ル未満のと き	1棟につき1 96,000 円
	床面積の合 計が5,0 00平方メ	1棟につき2 82,000 円

	一トール以上のとき	
評価方法が基準省令第10条第2号イ	床面積の合計が300平方メートル未満のとき	1棟につき48,000円
(1)及びロ(2)又は同号イ(2)	床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のとき	1棟につき81,000円
及びロ(1)によるもの	床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のとき	1棟につき143,000円
	床面積の合計が5,000平方メートル以上のとき	1棟につき210,000円

に改め、同表66の2の5の項中

」

「第36条」を「第31条」に改め、同表66の2の6の項を削り、同表66の2の7の項を同表66の2の6の項とする。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和7年4月1日から施行する。ただし、別表第2項の表53の項及び53の2の項の改正規定並びに同項の次に次のように加える改正規定は、同年5月26日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の際現に建築基準法（昭和25年法律第201号）第6条第1項又は第18条第3項若しくは第4項（これらの規定を同法第87条の4並びに第88条第1項及び第2項において準用する場合を含む。以下同じ。）の規定による確認済証の交付を受けて同法第6条第1項の規定による工事に着手している建

築物並びに同法第 8 7 条の 4 に規定する建築設備並びに同法第 8 8 条第 1 項及び第 2 項に規定する工作物に係る確認申請手数料，計画通知手数料，完了検査申請手数料，工事完了通知手数料，中間検査申請手数料及び特定工程工事終了通知手数料については，改正後の柏市手数料条例の規定にかかわらず，なお従前の例による。

議案第 17 号資料

柏市手数料条例の一部を改正する条例について

柏市手数料条例（平成12年柏市条例第6号）新旧対照表

改正前					改正後				
別表(第2条第1項)					別表(第2条第1項)				
1 略					1 略				
2 その他の手数料					2 その他の手数料				
項	対象事務	名称	区分	金額	項	対象事務	名称	区分	金額
1 略					1 略				
2	建築基準法(昭和25年法律第201号)第6条第1項(同法第87条第1項において準用する場合を含む。)(の規定による確認の申請に対する同法第6条第4項の規定による審査	確認申請手数料	ア 当該申請に係る建築物の計画に建築基準法第87条の4に規定する政令で指定する昇降機その他の建築設備(以下「建築設備」という。)(の設置に係る部分が含まれない場合	床面積の合計が30平方メートル以下のとき	ア 当該申請に係る建築物の計画に建築基準法第87条の4に規定する政令で指定する昇降機その他の建築設備(以下「建築設備」という。)(の設置に係る部分が含まれない場合	確認申請手数料	建築基準法(昭和25年法律第201号)第6条第1項(同法第87条第1項において準用する場合を含む。)(の規定による確認の申請に対する同法第6条第4項の規定による審査	床面積の合計が30平方メートル以下のとき	1件につき 9,000円
				床面積の合計が30平方メートルを超え100平方メートル以下のとき				床面積の合計が30平方メートルを超え100平方メートル以下のとき	1件につき 19,000円
				床面積の合計が100平方メートルを超え200平方メートル以下のとき				床面積の合計が100平方メートルを超え200平方メートル以下のとき	1件につき 32,000円
				床面積の合計が200平方メートルを超え500平方メートル以下のとき				床面積の合計が200平方メートルを超え300平方メートル以下のとき	1件につき 42,000円
				床面積の合計が500平方メートルを超え1,000平方メートル以下のとき				床面積の合計が300平方メートルを超え1,000平方メートル以下のとき	1件につき 69,000円
				床面積の合計が1,000平方メートルを超え2,000平方メートル以下のとき				床面積の合計が1,000平方メートルを超え2,000平方メートル以下のとき	1件につき 98,000円
				床面積の合計が2,000平方メートルを超え4,000平方メートル以下のとき				床面積の合計が2,000平方メートルを超え10,000平方メートル以下のとき	1件につき 277,000円
				床面積の合計が4,000平方メートルを超え6,000平方メートル以下のとき				床面積の合計が10,000平方メートルを超え50,000平方メートル以下のとき	1件につき 406,000円

0.000平方メートル以下	0.000平方メートル以下	1件につき 246,000円
床面積の合計が6,000平方メートルを超え8,000平方メートル以下	1件につき 246,000円	1件につき 791,000円
床面積の合計が8,000平方メートルを超え10,000平方メートル以下	1件につき 278,000円	
床面積の合計が10,000平方メートルを超え20,000平方メートル以下	1件につき 330,000円	
床面積の合計が20,000平方メートルを超え50,000平方メートル以下	1件につき 420,000円	
床面積の合計が50,000平方メートルを超え100,000平方メートル以下	1件につき 600,000円	
床面積の合計が100,000平方メートルを超えるとき	1件につき 800,000円	
(摘要) 1から6まで 略 7 指定確認検査機関の確認を受けた計画の変更をして建築物の新築等又は移転等をする直前に当該建築物についてした建築基準法第6条第1項の規定による工事(当該指定確認検査機関の確認を受けた後にしたものに限る。)について同法第7条の3第5項の規定による中間検査合格証の交付(以下「建築主事中間検査合格証交付」という。)を受けているときの上の区分における床面積の合計は、当該計画の変更に係る部分の床面積の2分の1の		

						面積(床面積を増加する部分にあっては、当該増加する部分の床面積)について算定する。
						8 建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律(平成27年法律第53号。以下「建築物省エネ法」という。)第11条第1項ただし書の適用を受ける場合(建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行規則(平成28年国土交通省令第5号)第2条第1項第1号に該当する場合に限る。)における確認申請手数料の額は、上の区分により算定した手数料の額を加えた額とする。
					イ 略	
2の2	建築基準法第18条第2項(同法第87条第1項において準用する場合を含む。)の規定による計画の通知に対する同法第18条第3項の規定による審査	計画 通知 手数料	建築基準法第18条第2項(同法第87条第1項において準用する場合を含む。)の規定による計画の通知に対する同法第18条第3項の規定による審査	2の2	計画 通知 手数料	面積(床面積を増加する部分にあっては、当該増加する部分の床面積)について算定する。
					イ 略	
					ア 当該通知に係る建築物の計画に建築設備の設置に係る部分が含まれない場合	床面積の合計が30平方メートル以下のとき 1件につき 9,000円
						床面積の合計が30平方メートルを超え100平方メートル以下のとき 1件につき 19,000円
						床面積の合計が100平方メートルを超え200平方メートル以下のとき 1件につき 32,000円
						床面積の合計が200平方メートルを超え300平方メートル以下のとき 1件につき 42,000円
						床面積の合計が300平方メートルを超え1,000平方メートル以下のとき 1件につき 69,000円
						床面積の合計が1,000平方メートルを超え2,000平方メートル以下のとき 1件につき 98,000円
						床面積の合計が2,000平方メートルを超え10,000平方メートル以下のとき 1件につき 277,000円

下のとき	
床面積の合計が4,000平方メートルを超え6,000平方メートル以下のとき	1件につき 214,000円
床面積の合計が6,000平方メートルを超え8,000平方メートル以下のとき	1件につき 246,000円
床面積の合計が8,000平方メートルを超え10,000平方メートル以下のとき	1件につき 278,000円
床面積の合計が10,000平方メートルを超え20,000平方メートル以下のとき	1件につき 330,000円
床面積の合計が20,000平方メートルを超え50,000平方メートル以下のとき	1件につき 420,000円
床面積の合計が50,000平方メートルを超え100,000平方メートル以下のとき	1件につき 600,000円
床面積の合計が100,000平方メートルを超えるとき	1件につき 800,000円
(摘要)	
1 建築物の新築等をする場合(摘要の2及び4に規定する場合を除く。) の上の区分における床面積の合計は、当該新築等に係る部分の床面積について算定する。 2 特定既存不適格建築物の増築(当該特定既存不適格建築物と同一の敷地内においてする当該特定既存不適格建築物と別棟をなすと認められる建築物の増築を除く。) 又は改築をする場合(摘要の4に規定する場合を除く。) の上の区分における	

下のとき	
床面積の合計が10,000平方メートルを超え50,000平方メートル以下のとき	1件につき 406,000円
床面積の合計が50,000平方メートルを超えるとき	1件につき 791,000円
(摘要)	
1 建築物の新築等をする場合(摘要の2及び4から7までに規定する場合を除く。) の上の区分における床面積の合計は、当該新築等に係る部分の床面積について算定する。 2 特定既存不適格建築物の増築(当該特定既存不適格建築物と同一の敷地内においてする当該特定既存不適格建築物と別棟をなすと認められる建築物の増築を除く。) 又は改築をする場合(摘要の4から7までに規定する場合及び当該通知を	

る床面積の合計は、当該増築又は改築に係る部分の床面積に、当該特定既存不適格建築物の床面積から当該増築又は改築に係る部分の床面積を控除した面積の2分の1の面積を加えた面積について算定する。

3 建築物の移転等をする場合(摘要の4に規定する場合を除く。)の上の区分における床面積の合計は、当該移転等に係る部分の床面積の2分の1の面積について算定する。

4 建築基準法第18条第3項の規定による確認済証の交付(3の2の項及び4の2の項において「確認済証交付」という。)を受けた建築物の計画の変更をして建築物の新築等又は移転等をする場合の上の区分における床面積の合計は、当該計画の変更に係る部分の床面積の2分の1の面積(床面積を増加する部分にあっては、当該増加する部分の床面積)について算定する。

する直前に当該特定既存不適格建築物についてした建築基準法第6条第1項の規定による工事について同法第18条第22項の規定による検査済証の交付(以下「建築主事計画通知検査済証交付」という。)を受けている場合を除く。)の上の区分における床面積の合計は、当該増築又は改築に係る部分の床面積に、当該特定既存不適格建築物の床面積から当該増築又は改築に係る部分の床面積を控除した面積の2分の1の面積を加えた面積について算定する。

3 建築物の移転等をする場合(摘要の4から7までに規定する場合を除く。)の上の区分における床面積の合計は、次に掲げるところにより算定する。

(1) 当該通知をする直前に当該建築物についてした建築基準法第6条第1項の規定による工事について建築主事計画通知検査済証交付を受けているときは、当該移転等に係る部分の床面積の2分の1の面積について算定する。

(2) (1)に掲げるとき以外のときは、当該移転等に係る部分の床面積について算定する。

4 建築基準法第18条第3項の規定による確認済証の交付(以下「建築主事計画通知確認済証交付」という。)を受けた計画(計画の変更をした場合は、当該変更(2回以上計画の変更をした場合にあっては、そのうち最後にした計画の変更)後の計画。摘要の5において同じ。)の変更をして建築物の新築等又は移転等をする場合(摘要の5に規定するときを除く。)の上の区分における床面積の合計は、当該計画の変更に係る部分の床面積の

	2分の1の面積(床面積を増加する部分にあっては、当該増加する部分の床面積)について算定する。
5	建築主事計画通知確認済証交付を受けた計画の変更をして建築物の新築等又は移転等をする場合であって、当該通知をする直前に当該建築物についてした建築基準法第6条第1項の規定による工事(当該建築主事計画通知確認済証交付を受けた後にしたものに限る。)について同法第18条第34項の規定による中間検査合格証の交付(以下「指定機関計画通知中間検査合格証交付」という。)を受けているときにおける計画通知手数料の額は、次に掲げる建築物の区分に応じ、それぞれに定める額とする。 (1) 特定既存不適格建築物 当該計画の変更に係る部分の床面積の合計について上の区分により算定した手数料の額に、当該特定既存不適格建築物の床面積(当該特定既存不適格建築物と同一の敷地内に当該特定既存不適格建築物と別棟をなすと認められる建築物の増築をする場合にあつては、当該増築をする建築物の床面積。以下この項において同じ。)の合計について上の区分により算定した手数料の額の2分の1の額を加えた額 (2) 特定既存不適格建築物以外の建築物 当該計画の変更に係る部分の床面積の合計について上の区分により算定した手数料の額に、当該建築物(当該計画の変更に係る部分を除く。)の床面積の合計の2分の1の面積について上の区分により算定した手数料の額を加えた額
6	建築基準法第18条第4項の規定による確認済証の交付(以下「指定機

	関計画通知確認済証交付」という。)を受けた計画(計画の変更をした場合は、当該変更(2回以上計画の変更をした場合にあっては、そのうち最後にした計画の変更)後の計画。摘要の7において同じ。)の変更をして建築物の新築等又は移転等をする場合(摘要の7に規定するときを除く。)における計画通知手数料の額は、次に掲げる建築物の区分に応じ、それぞれに定める額とする。 (1) 特定既存不適格建築物 当該計画の変更に係る部分の床面積の合計について上の区分により算定した手数料の額に、当該特定既存不適格建築物の床面積の合計について上の区分により算定した手数料の額の2分の1の額を加えた額 (2) 特定既存不適格建築物以外の建築物 当該計画の変更に係る部分の床面積の合計について上の区分により算定した手数料の額に、当該建築物(当該計画の変更に係る部分を除く。)の床面積の合計の2分の1の面積について上の区分により算定した手数料の額を加えた額
7	指定機関計画通知確認済証交付を受けた計画の変更をして建築物の新築等又は移転等をする場合であつて、当該通知をする直前に当該建築物についてした建築基準法第6条第1項の規定による工事(当該指定機関計画通知確認済証交付を受けた後にしたものに限る。)について同法第18条第30項の規定による中間検査合格証の交付(以下「建築主事計画通知中間検査合格証交付」という。)を受けているときの上の区分における床面積の合計は、当該計画の変更に係る部分

[illegible]

建築物省エネ法第12条第2項ただし書の適用を受ける場合(建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行規則第2条第1項第1号に該当する場合に限る。)における計画通知手数料の額は、上の区分により算定した手数料の額に66の2の項に掲げる区分により算定した手数料の額を加えた額とする。

		イ 略		
3	建築基準法第87条の4において準用する同法第6条第1項の規定による確認の申請に対する同条第4項の規定による審査	確認申請手数料	アイ又はウに規定する場合以外の場合	建築基準法施行令(昭和25年政令第338号)第129条の3第1項第3号の小荷物専用昇降機(以下「小荷物専用昇降機」という。)以外の建築設備 略 小荷物専用昇降機以外の建築設備 略 1基につき 22,000円
			イ 建築主事の確認を受けた建築設備の計画(計画の変更をした場合には、当該変更(2回以上計画の変更をした場合にあっては、そのうち最後ににした計画の変更)後の計画。以下この項及び4の項において同じ。)の変更をして建築設備を設ける場合	略 1基につき 10,000円 略
			ウ 指定確認検査機関の確認を受けた建築設備の計画の変更をして建築設備を設ける場合	小荷物専用昇降機以外の建築設備 小荷物専用昇降機 1基につき 22,000円 1基につき 8,000円
3の2	建築基準法第87条の4に	計画通知手数料	アイ又はウに規定する場合以外の場合	小荷物専用昇降機以外の建築設備 略 1基につき 22,000円 略

3	建築基準法第87条の4において準用する同法第6条第1項の規定による確認の申請に対する同条第4項の規定による審査	確認申請手数料	イ 略	アイ又はウに規定する場合以外の場合	建築基準法施行令(昭和25年政令第338号)第12条の3第1項第3号の小荷物専用昇降機(以下「小荷物専用昇降機」という。)以外の建築設備	1基につき 14,000円
			イ 略	アイ又はウに規定する場合以外の場合	小荷物専用昇降機以外の建築設備	1基につき 8,000円
			イ 略	アイ又はウに規定する場合以外の場合	小荷物専用昇降機以外の建築設備	1基につき 15,000円
			イ 略	アイ又はウに規定する場合以外の場合	小荷物専用昇降機以外の建築設備	1基につき 10,000円
3の2	建築基準法第87条の4に	計画通知手数料	アイ又はウに規定する場合以外の場合	アイ又はウに規定する場合以外の場合	小荷物専用昇降機以外の建築設備	1基につき 14,000円
			アイ又はウに規定する場合以外の場合	アイ又はウに規定する場合以外の場合	小荷物専用昇降機以外の建築設備	1基につき 14,000円

	料	おいて準 用する同 法第18 条第2項 の規定に よる計画 の通知に 対する同 条第3項 の規定に よる審査	イ 確認済証交付を受けた 建築設備の計画の変更を して建築設備を設ける場 合	小荷物専用昇降機以外 の建築設備 小荷物専用昇降機	1基につき 8,000円 1基につき 6,000円
4	料	おいて準 用する同 法第18 条第2項 の規定に よる計画 の通知に 対する同 条第3項 の規定に よる審査	イ 確認済証交付を受けた 建築設備の計画の変更を して建築設備を設ける場 合	小荷物専用昇降機以外 の建築設備 小荷物専用昇降機	1基につき 8,000円
4	確認 申請 手数料	建築基準 法第88 条第1項 又は第2 項におい て準用す る同法第 6条第1 項の規定 による確 認の申請 に対する 同条第4 項の規定 による審 査	ア イ又はウに規定する場合以外の場合 イ 略 ウ 指定確認検査機関の確認を受けた工作物の計画 の変更をして工作物を築造する場合	小荷物専用昇降機以外 の建築設備 小荷物専用昇降機	1基につき 16,000円 1基につき 16,000円
4の 2	計画 通知 手数料	建築基準 法第88 条第1項 又は第2 項におい て準用す る同法第 18条第2 項の規定 による計	ア イに規定する場合以外の場合 イ 確認済証交付を受けた工作物の計画の変更をし て工作物を築造する場合	小荷物専用昇降機以外 の建築設備 小荷物専用昇降機	1基につき 16,000円 1基につき 8,000円

	料	おいて準 用する同 法第18 条第2項 の規定に よる計画 の通知に 対する同 条第3項 の規定に よる審査	イ 建築主事計画通知確認 済証交付を受けた建築設 備の計画(計画の変更を した場合には、当 該変更(2回以上計画の変 更をした場合にあって は、そのうち最後にした 計画の変更)後の計画。以 下この項及び4の2の項 において同じ。)の変更を して建築設備を設ける場 合	小荷物専用昇降機以外 の建築設備 小荷物専用昇降機	1基につき 10,000円 1基につき 6,000円
4	確認 申請 手数料	建築基準 法第88 条第1項 又は第2 項におい て準用す る同法第 6条第1 項の規定 による確 認の申請 に対する 同条第4 項の規定 による審 査	ウ 指定機関計画通知確認 済証交付を受けた建築設 備の計画の変更をして建 築設備を設ける場合 ア イ又はウに規定する場合以外の場合 イ 略 ウ 指定確認検査機関の確認を受けた工作物の計画 の変更をして工作物を築造する場合	小荷物専用昇降機以外 の建築設備 小荷物専用昇降機	1基につき 22,000円 1基につき 8,000円 1基につき 19,000円
4の 2	計画 通知 手数料	建築基準 法第88 条第1項 又は第2 項におい て準用す る同法第 18条第2 項の規定 による計	ア イ又はウに規定する場合以外の場合 イ 建築主事計画通知確認済証交付を受けた工作物 の計画の変更をして工作物を築造する場合 ウ 指定機関計画通知確認済証交付を受けた工作物 の計画の変更をして工作物を築造する場合	小荷物専用昇降機以外 の建築設備 小荷物専用昇降機	1基につき 19,000円 1基につき 8,000円 1基につき 19,000円

	画の通知 に対する 同条第3 項の規定 による審 査	5	建築基準 法第7条 第1項の 規定によ る申請 (当該申 請に係る 同法第6 条第1項 の規定に よる工事 が同法第 7条の3 第1項に 規定する 特定工程 (以下「特 定工程」 という。) を含む場 合を除 く。)に対 する同法 第7条第 4項の規 定による 検査	完了 検査 申請 手数料	ア 当該申請に係る建築物 の計画に建築設備の設置 に係る部分が含まれない 場合	床面積の合計が30平方 メートル以下のとき 1件につき 20,000円 床面積の合計が30平方 メートルを超え100平 方メートル以下のとき 1件につき 26,000円 床面積の合計が100平 方メートルを超え200 平方メートル以下のと き 1件につき 35,000円 床面積の合計が200平 方メートルを超え300 平方メートル以下のと き 1件につき 50,000円 床面積の合計が300平 方メートルを超え1,00 0平方メートル以下の とき 1件につき 83,000円 床面積の合計が1,000 平方メートルを超え2, 000平方メートル以下 のとき 1件につき 107,000円 床面積の合計が2,000 平方メートルを超え1 0,000平方メートル以 下のとき 1件につき 171,000円 床面積の合計が10,000 平方メートルを超え5 0,000平方メートル以 下のとき 1件につき 269,000円 床面積の合計が50,000 平方メートルを超える とき 1件につき 547,000円
	画の通知 に対する 同条第3 項の規定 による審 査	5	建築基準 法第7条 第1項の 規定によ る申請 (当該申 請に係る 同法第6 条第1項 の規定に よる工事 が同法第 7条の3 第1項に 規定する 特定工程 (以下「特 定工程」 という。) を含む場 合を除 く。)に対 する同法 第7条第 4項の規 定による 検査	完了 検査 申請 手数料	ア 当該申請に係る建築物 の計画に建築設備の設置 に係る部分が含まれない 場合	床面積の合計が30平方 メートル以下のとき 1件につき 14,000円 床面積の合計が30平方 メートルを超え100平 方メートル以下のとき 1件につき 16,000円 床面積の合計が100平 方メートルを超え200 平方メートル以下のと き 1件につき 22,000円 床面積の合計が200平 方メートルを超え500 平方メートル以下のと き 1件につき 28,000円 床面積の合計が500平 方メートルを超え1,00 0平方メートル以下の とき 1件につき 46,000円 床面積の合計が1,000 平方メートルを超え2, 000平方メートル以下 のとき 1件につき 64,000円 床面積の合計が2,000 平方メートルを超え4, 000平方メートル以下 のとき 1件につき 156,000円 床面積の合計が4,000 平方メートルを超え6, 000平方メートル以下 のとき 1件につき 178,000円 床面積の合計が6,000 平方メートルを超え8, 000平方メートル以下 のとき 1件につき 200,000円 床面積の合計が8,000 平方メートルを超える とき 1件につき

5の2	建築基準法第18条第20項の規定による通知に係る同法第6条第1項の規定による工事が特定工程を含む場合を除く。)に対する同法第18条第21項の規定による検査	工事完了通知手数料	イ 略	平方メートルを超え10,000平方メートル以下のとき	222,000円
				床面積の合計が10,000平方メートルを超え20,000平方メートル以下のとき	1件につき 260,000円
				床面積の合計が20,000平方メートルを超え50,000平方メートル以下のとき	1件につき 340,000円
				床面積の合計が50,000平方メートルを超え100,000平方メートル以下のとき	1件につき 500,000円
				床面積の合計が100,000平方メートルを超えるとき	1件につき 670,000円
				(摘要) 略	
5の2	建築基準法第18条第20項の規定による通知に係る同法第6条第1項の規定による工事が特定工程を含む場合を除く。)に対する同法第18条第21項の規定による検査	工事完了通知手数料	イ 略	床面積の合計が30平方メートル以下のとき	1件につき 14,000円
				床面積の合計が30平方メートルを超え100平方メートル以下のとき	1件につき 16,000円
				床面積の合計が100平方メートルを超え200平方メートル以下のとき	1件につき 22,000円
				床面積の合計が200平方メートルを超え500平方メートル以下のとき	1件につき 28,000円
				床面積の合計が500平方メートルを超え1,000平方メートル以下のとき	1件につき 46,000円
				床面積の合計が1,000平方メートルを超え2,000平方メートル以下のとき	1件につき 64,000円

5の2	建築基準法第18条第20項の規定による通知に係る同法第6条第1項の規定による工事が特定工程を含む場合を除く。)に対する同法第18条第21項の規定による検査	工事完了通知手数料	イ 略	当該通知に係る建築物の計画に建築設備の設置に係る部分が含まれない場合	平方メートルを超え10,000平方メートル以下のとき	222,000円
					床面積の合計が10,000平方メートルを超え20,000平方メートル以下のとき	1件につき 260,000円
					床面積の合計が20,000平方メートルを超え50,000平方メートル以下のとき	1件につき 340,000円
					床面積の合計が50,000平方メートルを超え100,000平方メートル以下のとき	1件につき 500,000円
					床面積の合計が100,000平方メートルを超えるとき	1件につき 670,000円
					(摘要) 略	
5の2	建築基準法第18条第20項の規定による通知に係る同法第6条第1項の規定による工事が特定工程を含む場合を除く。)に対する同法第18条第21項の規定による検査	工事完了通知手数料	イ 略	当該通知に係る建築物の計画に建築設備の設置に係る部分が含まれない場合	床面積の合計が30平方メートル以下のとき	1件につき 20,000円
					床面積の合計が30平方メートルを超え100平方メートル以下のとき	1件につき 26,000円
					床面積の合計が100平方メートルを超え200平方メートル以下のとき	1件につき 35,000円
					床面積の合計が200平方メートルを超え300平方メートル以下のとき	1件につき 50,000円
					床面積の合計が300平方メートルを超え1,000平方メートル以下のとき	1件につき 83,000円
					床面積の合計が1,000平方メートルを超え2,000平方メートル以下のとき	1件につき 107,000円

のとき	床面積の合計が2,000平方メートルを超え4,000平方メートル以下 のとき	1件につき 156,000円
	床面積の合計が4,000平方メートルを超え6,000平方メートル以下 のとき	1件につき 178,000円
	床面積の合計が6,000平方メートルを超え8,000平方メートル以下 のとき	1件につき 200,000円
	床面積の合計が8,000平方メートルを超え10,000平方メートル以下 のとき	1件につき 222,000円
	床面積の合計が10,000平方メートルを超え20,000平方メートル以下 のとき	1件につき 260,000円
	床面積の合計が20,000平方メートルを超え50,000平方メートル以下 のとき	1件につき 340,000円
	床面積の合計が50,000平方メートルを超え100,000平方メートル以下 のとき	1件につき 500,000円
	床面積の合計が100,000平方メートルを超えるとき	1件につき 670,000円
(摘要)		
1 建築物の新築等をする場合の上の区分における床面積の合計は、当該新築等に係る部分の床面積について算定する。		
2 建築物の移転等をする場合の上の区分における床面積の合計は、当該移転等に係る部分の床面積について算定する。		

のとき	床面積の合計が2,000平方メートルを超え10,000平方メートル以下 のとき	1件につき 171,000円
	床面積の合計が10,000平方メートルを超え50,000平方メートル以下 のとき	1件につき 269,000円
	床面積の合計が50,000平方メートルを超えるとき	1件につき 547,000円
(摘要)		
1 建築物の新築等をする場合であつて、当該新築等の計画(計画の変更をした場合にあつては、当該変更(2回以上計画の変更をした場合にあっては、そのうち最後にした計画の変更)後の計画。以下この項において同じ。)について建築主事計画通知確認済証交付を受けているときの上の区分における床面積の合計は、当該新築等に係る部分の床面積について算定する。		
2 建築物の移転等をする場合であつて、当該移転等の計画について建築主事計画通知確認済証交付を受けているときの上の区分における床面積の合計は、当該移転等に係る部分の床面積の合計の2分の1の面積について算定する。		
3 建築物の新築等又は移転等をする場合であつて当該新築等又は移転等の計画について建築主事計画通知確認済証交付を受けていないときににおける工事完了通知手数料の額は、当該新築等又は移転等に係る部分の床面積の合計について上の区分により算定した手数料の額に、当該建築物の床面積(当該建築物と同一の敷地内に当該建築物		

[illegible]

6の2	建築基準法第18条第20項の規定による通知（当該通知に係る同法第6条第1項の規定による工事の特定制程を含む場合に限る。）に対する同法第18条第21項の規定によ	工事完了通知手数料	イ 略	床面積の合計が8,000平方メートルを超え10,000平方メートル以下のとき	1件につき 210,000円
				床面積の合計が10,000平方メートルを超え20,000平方メートル以下のとき	1件につき 248,000円
			イ 略	床面積の合計が20,000平方メートルを超え50,000平方メートル以下のとき	1件につき 320,000円
				床面積の合計が50,000平方メートルを超え100,000平方メートルを超えるとき	1件につき 480,000円
			イ 略	床面積の合計が100,000平方メートルを超えるとき	1件につき 650,000円
				(摘要) 略	
6の2	建築基準法第18条第20項の規定による通知（当該通知に係る同法第6条第1項の規定による工事の特定制程を含む場合に限る。）に対する同法第18条第21項の規定によ	工事完了通知手数料	ア 当該通知に係る建築物の計画に建築設備の設置に係る部分が含まれない場合	床面積の合計が30平方メートル以下のとき	1件につき 12,000円
				床面積の合計が30平方メートルを超え100平方メートル以下のとき	1件につき 14,000円
				床面積の合計が100平方メートルを超え200平方メートル以下のとき	1件につき 20,000円
				床面積の合計が200平方メートルを超え500平方メートル以下のとき	1件につき 26,000円
				床面積の合計が500平方メートルを超え1,000平方メートル以下のとき	1件につき 44,000円
				床面積の合計が1,000平方メートルを超え2,000平方メートルを超えるとき	1件につき 62,000円
			イ 略	床面積の合計が30平方メートル以下のとき	1件につき 18,000円
				床面積の合計が30平方メートルを超え100平方メートル以下のとき	1件につき 23,000円
				床面積の合計が100平方メートルを超え200平方メートル以下のとき	1件につき 33,000円
				床面積の合計が200平方メートルを超え300平方メートル以下のとき	1件につき 48,000円
				床面積の合計が300平方メートルを超え1,000平方メートル以下のとき	1件につき 80,000円
				床面積の合計が1,000平方メートルを超え2,000平方メートルを超えるとき	1件につき 100,000円

000平方メートル以下のとき		
床面積の合計が2,000平方メートルを超え10,000平方メートル以下のとき	1件につき 156,000円	
床面積の合計が10,000平方メートルを超え50,000平方メートル以下のとき	1件につき 255,000円	
床面積の合計が50,000平方メートルを超えるとき	1件につき 532,000円	
(摘要)		
1 建築物の新築等をする場合であって、次のいずれかに該当するときの上の区分における床面積の合計は、当該新築等に係る部分の床面積について算定する。		
(1) 当該新築等の計画(計画の変更をした場合にあつては、当該変更(2回以上計画の変更をした場合にあつては、そのうち最後にした計画の変更。以下この項において同じ。)後の計画)について建築主事計画通知確認証交付を受けているとき(当該建築主事計画通知確認証交付を受けた時から当該通知をするまでの間に当該建築物について特定工程に係る工事(2回以上特定工程に係る工事をした場合にあつては、そのうち最後にしたものの。以下この項において同じ。)をした場合にあつては、当該特定工程に係る工事について指定機関計画通知中間検査合格証交付を受けているときを除く。)		
(2) 当該建築物についてした特定工程に係る工事について建築主事計画通知中間検査合格証交付を受けているとき(当該建築		

る検査

000平方メートル以下のとき		1件につき 144,000円
床面積の合計が2,000平方メートルを超え4,000平方メートル以下のとき		1件につき 166,000円
床面積の合計が4,000平方メートルを超え6,000平方メートル以下のとき		1件につき 188,000円
床面積の合計が6,000平方メートルを超え8,000平方メートル以下のとき		1件につき 210,000円
床面積の合計が8,000平方メートルを超え10,000平方メートル以下のとき		1件につき 248,000円
床面積の合計が20,000平方メートルを超え50,000平方メートル以下のとき		1件につき 320,000円
床面積の合計が50,000平方メートルを超え100,000平方メートルを超えるとき		1件につき 650,000円
(摘要)		
1 建築物の新築等をする場合の上の区分における床面積の合計は、当該新築等に係る部分の床面積について算定する。		
2 建築物の移転等をする場合の上の区分における床面積の合計は、		

る検査

当該移転等に係る部分の床面積の合計の2分の1の面積について算定する。

主事計画通知中間検査合格証交付を受けた時から当該通知を受けるまでの間に当該新築等の計画の変更をした場合にあつては、当該変更後の計画について指定機関計画通知確認済証交付を受けているときを除く。）

2 建築物の移転等をする場合であつて、次のいずれかに該当するときの上の区分における床面積の合計は、当該移転等に係る部分の床面積の合計の2分の1の面積について算定する。

(1) 当該移転等の計画(計画の変更をした場合にあつては、当該変更後の計画)について建築主事計画通知確認済証交付を受けているとき(当該建築主事計画通知確認済証交付を受けた時から当該通知をするまでの間に当該建築物について特定工程に係る工事をした場合にあつては、当該特定工程に係る工事について指定機関計画通知中間検査合格証交付を受けているときを除く。)

(2) 当該建築物について特定工程に係る工事について建築主事計画通知中間検査合格証交付を受けているとき(当該建築主事計画通知中間検査合格証交付を受けた時から当該通知をするまでの間に当該移転等の計画の変更をした場合にあつては、当該変更後の計画について指定機関計画通知確認済証交付を受けているときを除く。)

3 建築物の新築等又は移転等をする場合(摘要の1及び2に規定するときを除く。)における工事完了通知手数料の額は、当該新築等又は移転等に係る部分の床面積の合計について上の区分により算定した

					手数料の額に、当該建築物の床面積(当該建築物と同一の敷地内に当該建築物と別棟をなすと認められる建築物の増築をする場合にあっては、当該増築をする建築物の床面積)の合計について2の2の項アに掲げる区分により算定した手数料の額の2分の1の額を加えた額とする。	
					イ 略	
					小荷物専用昇降機以外の建築設備	1基につき 33,000円
					小荷物専用昇降機	1基につき 18,000円
7	建築基準法第87条の4において準用する同法第7条第1項の規定による申請に対する同条第4項の規定による検査	完了検査申請手数料				
7の2	建築基準法第87条の4において準用する同法第18条第20項の規定による通知に対する同条第21項の規定による検査	工事完了通知手数料			小荷物専用昇降機以外の建築設備	1基につき 33,000円
					小荷物専用昇降機	1基につき 18,000円
8	建築基準法第88条第1項又は第2項において	完了検査申請手数料				1基につき 21,000円

					イ 略	
					小荷物専用昇降機以外の建築設備	1基につき 20,000円
					その設置の計画について建築主事の確認を受けたもの	1基につき 27,000円
					その設置の計画について指定確認検査機関の確認を受けたもの	1基につき 16,000円
					小荷物専用昇降機	1基につき 20,000円
					その設置の計画について指定確認検査機関の確認を受けたもの	1基につき 20,000円
7	建築基準法第87条の4において準用する同法第7条第1項の規定による申請に対する同条第4項の規定による検査	完了検査申請手数料			小荷物専用昇降機以外の建築設備	1基につき 20,000円
					小荷物専用昇降機	1基につき 16,000円
7の2	建築基準法第87条の4において準用する同法第18条第20項の規定による通知に対する同条第21項の規定による検査	工事完了通知手数料			小荷物専用昇降機以外の建築設備	1基につき 20,000円
					小荷物専用昇降機	1基につき 16,000円
8	建築基準法第88条第1項又は第2項において	完了検査申請手数料			その築造の計画について建築主事の確認を受けた工事物	1基につき 18,000円
					その築造の計画について指定確認検査機関の確認を受けた工事物	1基につき 26,000円

8の2	て準用する同法第7条第1項の規定による申請に対する同条第4項の規定による検査 建築基準法第88条第1項又は第2項において準用する同法第18条第20項の規定による通知に対する同条第21項の規定による検査	工事完了通知手数料		1基につき 21,000円
9	建築基準法第7条の3第1項の規定による申請に対する同条第4項の規定による検査	中間検査申請手数料	床面積の合計が30平方メートル以下のとき 床面積の合計が30平方メートルを超え100平方メートル以下のとき 床面積の合計が100平方メートルを超え200平方メートル以下のとき 床面積の合計が200平方メートルを超え300平方メートル以下のとき 床面積の合計が300平方メートルを超え1,000平方メートル以下のとき 床面積の合計が1,000平方メートルを超え2,000平方メートル以下のとき 床面積の合計が2,000平方メートルを超え10,000平方メートル以下のとき 床面積の合計が10,000平方メートルを超え50,000平方メートル以下のとき	1件につき 17,000円
				1件につき 23,000円
				1件につき 29,000円
				1件につき 38,000円
				1件につき 55,000円
				1件につき 75,000円
				1件につき 154,000円
				1件につき

5.3の2	宅地造成及び特定盛土等規制法第16条第1項又は令和4年改正法附則第2条第1項の規定により従前の例によることとされる令和4年改正法による改正前の宅地造成等規制法(次項において「旧宅地造成等規制法」という。)第8条第1項の規定による工事の許可の申請に対する審査	宅地造成等工事計画変更許可申請手数料	切土又は盛土をする土地の面積が70,000平方メートルを超え100,000平方メートル以下るとき 切土又は盛土をする土地の面積が100,000平方メートルを超えるとき	340,000円 420,000円	5.3の2	宅地造成及び特定盛土等規制法第12条第1項の宅地造成等(土石の堆積を行う土地の面積が2,000平方メートルを超える。)に関する工事の許可の	土石の堆積工事許可申請手数料	盛土又は切土をする土地の面積が40,000平方メートルを超え70,000平方メートル以下るとき 盛土又は切土をする土地の面積が70,000平方メートルを超え100,000平方メートル以下るとき 盛土又は切土をする土地の面積が100,000平方メートルを超えるとき	1件につき 319,000円 1件につき 452,000円 1件につき 584,000円
5.3の2	宅地造成等工事計画変更許可申請手数料	変更許可申請1件につき、次に掲げる金額を合算した金額。ただし、その金額が420,000円を超えるときは、その手数料			5.3の2	宅地造成及び特定盛土等規制法第12条第1項の宅地造成等(土石の堆積を行う土地の面積が2,000平方メートルを超える。)に関する工事の許可の	土石の堆積工事許可申請手数料	土石の堆積を行う土地の面積が500平方メートル以下るとき 土石の堆積を行う土地の面積が500平方メートルを超え1,000平方メートル以下るとき 土石の堆積を行う土地の面積が1,000平方メートルを超え2,000平方メートル以下るとき 土石の堆積を行う土地の面積が2,000平方メートルを超え3,000平方メートル以下るとき 土石の堆積を行う土地の面積が3,000平方メートルを超え5,000平方メートル以下るとき 土石の堆積を行う土地の面積が5,000平方メートルを	1件につき 10,000円 1件につき 12,000円 1件につき 14,000円 1件につき 18,000円 1件につき 25,000円 1件につき

より前 お従 例によ る旧宅 地造成 等規制 法第1 2条第 1項の 規定に よる工 事の計 画変更 の許可 の申請 に対する 審査	の金額は 420,000円 とする。 ア 宅地 造成に 関する 工事の 設計の 変更(イ に規定 する変 更のみ に該当 する場合 を除く。 。)につ いては、 変更前 の切土 又は盛 土をす る土地 の面積 (イに 規定す る変更 がない 場合で あって、 切土又 は盛土 をす る土地 の面積 を縮小 するに あつて は、縮 小後の 切土又 は盛土 をす る土地 の面積)	申請に対 する審査		超え10,000平方メートル以下のとき	29,000円
				土石の堆積を行う土地の面積が10,000平方メートルを超え20,000平方メートル以下のとき	1件につき 35,000円
				土石の堆積を行う土地の面積が20,000平方メートルを超え40,000平方メートル以下のとき	1件につき 48,000円
				土石の堆積を行う土地の面積が40,000平方メートルを超え70,000平方メートル以下のとき	1件につき 66,000円
				土石の堆積を行う土地の面積が70,000平方メートルを超え100,000平方メートル以下のとき	1件につき 99,000円
				土石の堆積を行う土地の面積が100,000平方メートルを超えるとき	1件につき 121,000円

に
応
じ
、
そ
れ
第
53
項
に
掲
げ
る
手
数
料
の
金
額
の
10
分
の
1
に
相
当
す
る
金
額
イ 切 土
又
は
盛
土
を
す
る
新
た
な
土
地
に
係
る
宅
地
造
成
に
関
する
工
事
の
設
計
の
変
更
に
つ
いて
は
、
当
該
切
土
又
は
盛
土
を
す
る
新
た
な
土
地
の
面
積
に
応
じ
、
そ
れ
第
53
項
に
掲
げ
る
手
数
料
の
金
額
と
同
一
の
金
額
ウ その
他
の
変
更
に
つ
いて
は
、

--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

				面積に 応じ、 <u>5</u> <u>3</u> の項 に掲げ る手数 料の額 と同一 の額 ウ <u>その</u> <u>他の変</u> <u>更につ</u> <u>いては、</u> <u>10,000</u> <u>円</u>
<u>5.3</u> <u>の4</u>	宅地造成 及び特定 盛土等規 制法第 <u>1</u> <u>16</u> 条第 <u>1</u> 項の宅地 造成等 (土石の 堆積に限 る。)に関 する工事 の計画の 変更の許 可の申請 に対する 審査	土石の堆 積工事計 画変更許 可申請手 数料		1件につき 次に掲げ る額を合 算した額 (その額が <u>121,000円</u> を超える ときは、 <u>121,000</u> <u>円</u>) ア 土石 の堆積 に関する 工事の設 計の変更 (イに規 定する 変更の みに該 当する 場合を 除く。)に ついては、 変更の 土石の 堆積を 行う土

5.3 の5	宅地造成 及び特定 盛土等規 制法第18 条第1項の 規定による 中間検査の 申請に対する 審査	中間検査 申請手数料	盛土又は切土をする土地の面積が3,000平方メートル以下のとき 盛土又は切土をする土地の面積が3,000平方メートルを超え20,000平方メートル以下のとき 盛土又は切土をする土地の面積が20,000平方メートルを超え40,000平方メートル以下のとき 盛土又は切土をする土地の面積が40,000平方メートルを超え70,000平方メートル以下のとき 盛土又は切土をする土地の面積が70,000平方メートルを超え100,000平方メートル以下のとき 盛土又は切土をする土地の面積が100,000平方メートルを超えるとき	当該土 石の堆積を行 う新たな土地 の面積に応じ、 5.3の2の項に 掲げる手数料 の額と同一の額 のうち、その他 の変更につ いては、10,000 円
5.3 の6	宅地造成 等規制法 の一部を改 正する法律 (令和4年法 律第55号。以 下この項に	宅地造成 工事計画変 更許可申請 手数料	1件につき 2,700円 1件につき 5,500円 1件につき 11,000円 1件につき 22,000円 1件につき 38,600円 1件につき 55,100円	1件につき 次に掲げる 額を合算した額 (その額が 420,000円 を超える ときは、 420,000

おいて
「令和4
年改正
法」とい
う。)附則
第2条第
2項の規
定により
なお従前
の例によ
ることと
される令
和4年改
正法によ
る改正前
の宅地造
成等規制
法(昭和
36年法
律第191
号)第12
条第1項
の工事の
計画の変
更の許可
の申請に
対する審
査

田)ア 宅地
造成に
関する
工事の
設計の
変更(イ
に規定
する変
更のみ
に該当
する場合
を除く。
。)につ
いては、
変更前
の切土
又は盛
土を土
地の次
に掲げ
る面積
(イに規
定する
変更が
ない場
合であ
つて、切
土又は
盛土を
する土
地の縮
小を伴
うとき
にあつ
ては、縮
小後の
切土又
は盛土
をする
土地の
次に掲

ト ル 下 の 面 積	3
1.00 0円	
(x) 2.0	
00平 方メ ー ト を 超 え	
5.00	
0 平 方メ ー ト 以 下 の 面 積	4
7.00 0円	
(x) 5.0	
00平 方メ ー ト を 超 え	
10.0	
00平 方メ ー ト 以 下 の 面 積	6
7.00 0円	
(y) 10.	
00.0 平方 メー	

トル	を	超	え	2	0.00	0	平	方	メ	ー	ト	ル	以	下	の	面	積	11	0.00	0	円	(イ)	20.	0.00	0	平	方	メ	ー	ト	ル	を	超	え	4	0.00	0	平	方	メ	ー	ト	ル	以	下	の	面	積	17	0.00	0	円	(ロ)	40.	0.00	0	平	方	メ	ー	ト	ル	を	超	え	7	0.00	0	平	方	メ	ー	ト	ル	以	下	の
----	---	---	---	---	------	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	----	------	---	---	-----	-----	------	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	------	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	----	------	---	---	-----	-----	------	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	------	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---

面積	25
0.00	
0円	
(7) 70,	
0.00	
平方	
メートル	
を超え	
10	
0.00	
0 平	
方メ	
ー	
ト	
ル以	
下の	
面積	
34	
0.00	
0円	
(7) 10	
0.00	
0 平	
方メ	
ー	
ト	
ルを	
超え	
る面	
積	
420,	
0.00	
0円	
イ 切土	
又は盛	
土をす	
る新	
た地	
に係	
る	
宅地	
造成	
に關	
する	
工事	
の設	

[illegible]

(2)及び ロ(2)以 外による もの	平方メートル 以上2,00 0平方メー トル未満の とき	1棟につき 184,000円
	共同住宅等 の床面積の 合計が2,00 0平方メー トル以上5, 000平方メ ートル未満 のとき	1棟につき 265,000円
	共同住宅等 の床面積の 合計が5,00 0平方メー トル以上の とき	1棟につき 48,000円
	共同住宅等 の床面積の 合計が300 平方メート ル未満のと き	1棟につき 81,000円
	共同住宅等 の床面積の 合計が300 平方メート ル以上2,00 0平方メー トル未満の とき	1棟につき 143,000円
	共同住宅等 の床面積の 合計が2,00 0平方メー トル以上5, 000平方メ ートル未満 のとき	

平方メートル 以上2,00 0平方メー トル未満の とき	1棟につき 184,000円
共同住宅等 の床面積の 合計が2,00 0平方メー トル以上5, 000平方メ ートル未満 のとき	1棟につき 265,000円

[illegible]

いう。以下同じ。）において是非住宅部分に限る。）であつて、その全部を工場、危険物の貯蔵若しくは処理に供するものの、倉庫、水産物の増殖場若しくは養殖場、卸売市場、火葬場又はと畜場、汚物処理場、ごみ焼却場その他の処理施設の用途に供するもの（以下この項において「工場等」という。） 工場等以外	とき	床面積の合計が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のとき	1棟につき 150,000円
	とき	床面積の合計が10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のとき	1棟につき 186,000円
	とき	床面積の合計が25,000平方メートル以上のとき	1棟につき 231,000円
	とき	床面積の合計が300平方メートル以上1,000平方メートル未満のとき	1棟につき 277,000円
	とき	床面積の合計	1棟につき
	とき	床面積の合計	1棟につき
	とき	床面積の合計	1棟につき
	とき	床面積の合計	1棟につき
	とき	床面積の合計	1棟につき
	とき	床面積の合計	1棟につき
及びロ(2)又は同号イ(2)及びロ(1)によるもの 評価方法が基準省令第1条第1項第2号イ(2)及びロ(2)によるもの 評価方法が基準省令第1条第1項第2号イ(1)及びロ(1)並びに同号イ(2)及びロ(2)によるもの 評価方法が基準省令第1条第1項第2号イ(2)及びロ(2)によるもの	及びロ(2)又は同号イ(2)及びロ(1)によるもの	床面積の合計が200平方メートル未満のとき	1戸につき 16,000円
	及びロ(2)又は同号イ(2)及びロ(1)によるもの	床面積の合計が200平方メートル以上2,000平方メートル未満のとき	1戸につき 17,000円
	及びロ(2)又は同号イ(2)及びロ(1)によるもの	床面積の合計が300平方メートル未満のとき	1棟につき 68,000円
	及びロ(2)又は同号イ(2)及びロ(1)によるもの	床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のとき	1棟につき 115,000円
	及びロ(2)又は同号イ(2)及びロ(1)によるもの	床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のとき	1棟につき 196,000円
	及びロ(2)又は同号イ(2)及びロ(1)によるもの	床面積の合計が5,000平方メートル以上のとき	1棟につき 282,000円
	及びロ(2)又は同号イ(2)及びロ(1)によるもの	床面積の合計が300平方メートル未満のとき	1棟につき 48,000円
	及びロ(2)又は同号イ(2)及びロ(1)によるもの	床面積の合計が300平方メートル未満のとき	1棟につき
	及びロ(2)又は同号イ(2)及びロ(1)によるもの	床面積の合計が300平方メートル未満のとき	1棟につき
	及びロ(2)又は同号イ(2)及びロ(1)によるもの	床面積の合計が300平方メートル未満のとき	1棟につき
共同住宅等	共同住宅等	床面積の合計が200平方メートル以上のとき	1棟につき 26,000円
	共同住宅等	床面積の合計が200平方メートル以上のとき	1棟につき 16,000円
	共同住宅等	床面積の合計が200平方メートル以上のとき	1棟につき 17,000円
	共同住宅等	床面積の合計が300平方メートル未満のとき	1棟につき 68,000円
	共同住宅等	床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のとき	1棟につき 115,000円
	共同住宅等	床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のとき	1棟につき 196,000円
	共同住宅等	床面積の合計が5,000平方メートル以上のとき	1棟につき 282,000円
	共同住宅等	床面積の合計が300平方メートル未満のとき	1棟につき 48,000円
	共同住宅等	床面積の合計が300平方メートル未満のとき	1棟につき
	共同住宅等	床面積の合計が300平方メートル未満のとき	1棟につき

91

工場等以外	平方メートル以上2,000平方メートル未満のとき	非住宅部分	非住宅建築物(複合建築物においては非住宅部分に限る。)であって、その全部を工場、危険物の貯蔵若しくは処理に供するものの、倉庫、水産物の増殖場若しくは養殖場、卸売市場、火葬場又はと畜場、汚物処理場、ごみ焼却場その他の処理施設の使用に供するもの(以下この項において「工場等」という。)	評価方法が基準省令第1条第1項第1号ロ以外のもの	床面積の合計が300平方メートル未満のとき	1棟につき 21,000円
	床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のとき				床面積の合計が300平方メートル以上1,000平方メートル未満のとき	1棟につき 30,000円
	床面積の合計が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のとき				床面積の合計が1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のとき	1棟につき 42,000円
	床面積の合計が10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のとき				床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のとき	1棟につき 101,000円
	床面積の合計が25,000平方メートル以上のとき				床面積の合計が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のとき	1棟につき 150,000円
	床面積の合計が300平方メートル以上1,000平方メートル未満のとき				床面積の合計が10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のとき	1棟につき 186,000円
	床面積の合計が1,000平方メートル				床面積の合計	1棟につき

		計が25,000平方メートル以上のとき	231,000円
	評価方法が基準省令第1条第1項第1号ロに上るもの	床面積の合計が300平方メートル未満のとき	1棟につき18,000円
		床面積の合計が300平方メートル以上1,000平方メートル未満のとき	1棟につき26,000円
		床面積の合計が1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のとき	1棟につき37,000円
		床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のとき	1棟につき95,000円
		床面積の合計が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のとき	1棟につき143,000円
		床面積の合計が10,000平方メートル以上25,000平方	1棟につき178,000円
ル以上2,000平方メートル未満のとき		1棟につき238,000円	
床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のとき		1棟につき311,000円	
床面積の合計が10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のとき		1棟につき375,000円	
床面積の合計が25,000平方メートル以上のとき		1棟につき440,000円	

		メートル未満のとき	1棟につき 222,000円
		床面積の合計が2,000平方メートル以上のとき	
	工場等以外	評価方法が基準省令第1条第1項第1号ロ以外によるもの	1棟につき 215,000円
		床面積の合計が300平方メートル未満のとき	
		床面積の合計が300平方メートル以上1,000平方メートル未満のとき	1棟につき 277,000円
		床面積の合計が1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のとき	1棟につき 357,000円
		床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のとき	1棟につき 525,000円
		床面積の合計が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のとき	1棟につき 648,000円
		床面積の合計が10,000平方メートル以上のとき	1棟につき 767,000円

0平方メートル以上25,000平方メートル未満のとき	1棟につき 876,000円
評価方法が基準省令第1条第1項第1号ロによるもの	床面積の合計が25,000平方メートル以上のとき
	1棟につき 82,000円
	床面積の合計が300平方メートル未満のとき
	1棟につき 108,000円
床面積の合計が300平方メートル以上1,000平方メートル未満のとき	1棟につき 142,000円
床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のとき	1棟につき 238,000円
床面積の合計が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満	1棟につき 311,000円

[illegible]

66 の2 の4	建築物省 エネ法第1 29条第1 項の規定 による認 定の申請 に対する 審査	建築物 エネルギー 消費性 向上計 画認定 申請手 数料	ア 登録建築物エネルギー消費性能判定機関又は登録住宅性能評価機関が交付した建築物エネルギー消費性能向上計画に係る技術的審査適合証(以下「向上計画適合証」という。)その他これに類するものとして規則で定める書類の添付がない場合	住宅部分	一戸建ての住宅	評価方法 が基準省 令第10条 第2号イ (1)及び ロ(2)、同 号イ(2) 及びロ (1)並び に同号イ (2)及び ロ(2)以 外による もの	床面積の合 計が200平 方メートル 未満のとき	1戸につき 34,000円
					評価方法 が基準省 令第10条 第2号イ (1)及び ロ(2)又 は同号イ (2)及び ロ(1)に よるもの	床面積の合 計が200平 方メートル 未満のとき	1戸につき 24,000円	
					評価方法 が基準省 令第10条 第2号イ (1)及び ロ(2)又 は同号イ (2)及び ロ(1)に よるもの	床面積の合 計が200平 方メートル 以上のとき	1戸につき 26,000円	
					評価方法が基準省令第10条第2号イ (2)及びロ(2)によるもの	略	略	
共同住宅等					評価方法 が基準省 令第10条 第2号イ (1)及び ロ(2)、同 号イ(2) 及びロ (1)並び に同号イ (2)及び ロ(2)以 外による もの	床面積の合 計が300平 方メートル 未満のとき	1棟につき 68,000円	
					評価方法 が基準省 令第10条 第2号イ (1)及び ロ(2)、同 号イ(2) 及びロ (1)並び に同号イ (2)及び ロ(2)以 外による もの	床面積の合 計が300平 方メートル 以上2,000 平方メー トル未満 のとき	1棟につき 115,000円	
					評価方法 が基準省 令第10条 第2号イ (1)及び ロ(2)以 外による もの	床面積の合 計が2,000 平方メー トル以上 5,000平 方メートル	1棟につき 196,000円	

66 の2 の4	建築物省エネ法第34条第1項の規定による認定の申請に対する審査	建築物エネルギー消費性向上計画認定申請手数料	ア 登録建築物エネルギー消費性能判定機関又は登録住宅性能評価機関が交付した建築物エネルギー消費性能向上計画に係る技術的審査適合証(以下「向上計画適合証」という。)その他これに類するものとして規則で定める書類の添付がない場合	住宅部分	一戸建ての住宅	評価方法が基準省令第10条第2号イ(2)及びロ(2)以外によるもの	床面積の合計が200平方メートル未満のとき	1戸につき34,000円
						評価方法が基準省令第10条第2号イ(2)及びロ(2)以外によるもの	床面積の合計が200平方メートル以上のとき	1戸につき38,000円
						評価方法が基準省令第10条第2号イ(2)及びロ(2)によるもの		
						評価方法が基準省令第10条第2号イ(2)及びロ(2)以外によるもの	床面積の合計が300平方メートル未満のとき	1棟につき68,000円
					共同住宅等	評価方法が基準省令第10条第2号イ(2)及びロ(2)以外によるもの	床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のとき	1棟につき115,000円
							床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル	1棟につき196,000円

98

					を除いた床面積を建築物の床面積の合計とみなして手数料の額を算定したときの当該手数料の額に相当する額とする。 2 建築物省エネ法第34条第1項の規定による建築物エネルギー消費性能向上計画の認定の申請に併せて当該建築物エネルギー消費性能向上計画が建築基準関係規定に適合するかどうかの審査の申出があった場合の建築物の手数料の額は、上の区分により算定した額に2の項又は2の2の項に掲げる区分により算定した額を加えた額とする。	建築物省エネ法第36条の規定による建築物エネルギー消費性能向上計画の変更認定申請手数料	建築物省エネ法第36条の規定による建築物エネルギー消費性能向上計画の変更認定申請する審査	66の2の4の項に掲げる区分により算定した手数料の額に相当する額(建築物省エネ法第36条の規定による建築物エネルギー消費性能向上計画の変更認定申請手数料)	66の2の4の項に掲げる区分により算定した手数料の額	(摘要)
					を除いた床面積を建築物の床面積の合計とみなして手数料の額を算定したときの当該手数料の額に相当する額とする。 2 建築物省エネ法第29条第1項の規定による建築物エネルギー消費性能向上計画の認定の申請に併せて当該建築物エネルギー消費性能向上計画が建築基準関係規定に適合するかどうかの審査の申出があった場合の建築物の手数料の額は、上の区分により算定した額に2の項又は2の2の項に掲げる区分により算定した額を加えた額とする。	建築物省エネ法第31条の規定による建築物エネルギー消費性能向上計画の変更認定申請手数料	建築物省エネ法第31条の規定による建築物エネルギー消費性能向上計画の変更認定申請する審査	66の2の4の項に掲げる区分により算定した手数料の額に相当する額(建築物省エネ法第31条の規定による建築物エネルギー消費性能向上計画の変更認定申請手数料)	66の2の4の項に掲げる区分により算定した手数料の額	(摘要)

		66の2の4の項の摘要の規定は、建築物省エネ法第31条の規定による建築物エネルギー消費性能向上計画の変更の認定の申請に併せて当該建築物エネルギー消費性能向上計画が建築基準関係規定に適合するかどうかの審査の申出があった場合について準用する。 この場合において、66の2の4の項の摘要の規定中「上の区分により算定した額」とあるのは、「66の2の4の項に掲げる区分により算定した手数料の額の2分の1に相当する額(建築物省エネ法第31条の規定による建築物エネルギー消費性能向上計画の変更が新たに建築物を追加する内容を含む場合の当該建築物に係る手数料の額にあつては、66の2の4の項に掲げる区分により算定した手数料の額)」と読み替えるものとする。
--	--	--

	評価方法 が基準省 令第1条 第1項第2 号イ(2) 及びロ (2)によ るもの又 は同号イ (3)及び ロ(3)に よるもの	き 床面積の合 計が2,000 平方メー トル以上5,00 0平方メー トル未満の とき	1棟につき 196,000円
	評価方法 が基準省 令第1条 第1項第1 号イによ	き 床面積の合 計が5,000 平方メー トル以上のと き	1棟につき 282,000円
	評価方法 が基準省 令第1条 第1項第2 号イ(2) 及びロ (2)によ るもの又 は同号イ (3)及び ロ(3)に よるもの	き 床面積の合 計が300平 方メートル 未満のとき	1棟につき 32,000円
	評価方法 が基準省 令第1条 第1項第1 号イによ	き 床面積の合 計が300平 方メートル 未満のとき	1棟につき 57,000円
	評価方法 が基準省 令第1条 第1項第2 号イ(2) 及びロ (2)によ るもの又 は同号イ (3)及び ロ(3)に よるもの	き 床面積の合 計が2,000 平方メー トル以上5,00 0平方メー トル未満の とき	1棟につき 104,000円
	評価方法 が基準省 令第1条 第1項第1 号イによ	き 床面積の合 計が5,000 平方メー トル以上のと き	1棟につき 158,000円
非住宅部 分		き 床面積の合 計が300平 方メートル 未満のとき	1棟につき 226,000円
		き 床面積の合 計が300平 方メートル 未満のとき	1棟につき 226,000円

るもの	計が300平方メートル以上1,000平方メートル未満のとき	277,000円
	床面積の合計が1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のとき	1棟につき 367,000円
	床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のとき	1棟につき 525,000円
	床面積の合計が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のとき	1棟につき 648,000円
	床面積の合計が10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のとき	1棟につき 767,000円
	床面積の合計が25,000平方メートル以上のとき	1棟につき 876,000円
	評価方法が基準省	1棟につき 86,000円

令 第 1 条 第 1 項 第 1 号 ロ に よ る も の	方メートル 未満のとき	1棟につき 108,000円
	床面積の合 計が300平方メートル 以上1,000平方メートル未満のとき	1棟につき 146,000円
	床面積の合 計が1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のとき	1棟につき 238,000円
	床面積の合 計が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のとき	1棟につき 311,000円
	床面積の合 計が10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のとき	1棟につき 440,000円

イ 消費性能適合証その他これに類するものとして規則で定める書類の添付がある場合	住宅部分	共同住宅等	とき	1戸建ての住宅のとき	1戸につき 4,800円
	住宅部分	共同住宅等		床面積の合計が300平方メートル未満のとき	1棟につき 9,000円
				床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のとき	1棟につき 20,000円
				床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のとき	1棟につき 46,000円
				床面積の合計が5,000平方メートル以上のとき	1棟につき 83,000円
				床面積の合計が300平方メートル未満のとき	1棟につき 9,000円
				床面積の合計が300平方メートル以上1,000平方メートル未満のとき	1棟につき 16,000円
	非住宅部分			床面積の合計が1,000平方メートル以上2,000平方メートル以上のとき	1棟につき 27,000円

0平方メートル未満のとき	床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のとき	1棟につき
		83,000円
		1棟につき
		131,000円
		1棟につき
0平方メートル未満のとき	床面積の合計が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のとき	1棟につき
		166,000円
		1棟につき
		207,000円
		1棟につき
0平方メートル未満のとき	床面積の合計が10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のとき	1棟につき
		207,000円
		1棟につき
		207,000円
		1棟につき
0平方メートル未満のとき	床面積の合計が25,000平方メートル以上のとき	1棟につき
		207,000円
		1棟につき
		207,000円
		1棟につき
0平方メートル未満のとき	床面積の合計が25,000平方メートル以上のとき	1棟につき
		207,000円
		1棟につき
		207,000円
		1棟につき
0平方メートル未満のとき	床面積の合計が25,000平方メートル以上のとき	1棟につき
		207,000円
		1棟につき
		207,000円
		1棟につき
0平方メートル未満のとき	床面積の合計が25,000平方メートル以上のとき	1棟につき
		207,000円
		1棟につき
		207,000円
		1棟につき
0平方メートル未満のとき	床面積の合計が25,000平方メートル以上のとき	1棟につき
		207,000円
		1棟につき
		207,000円
		1棟につき
0平方メートル未満のとき	床面積の合計が25,000平方メートル以上のとき	1棟につき
		207,000円
		1棟につき
		207,000円
		1棟につき
0平方メートル未満のとき	床面積の合計が25,000平方メートル以上のとき	1棟につき
		207,000円
		1棟につき
		207,000円
		1棟につき
0平方メートル未満のとき	床面積の合計が25,000平方メートル以上のとき	1棟につき
		207,000円
		1棟につき
		207,000円
		1棟につき
0平方メートル未満のとき	床面積の合計が25,000平方メートル以上のとき	1棟につき
		207,000円
		1棟につき
		207,000円
		1棟につき
0平方メートル未満のとき	床面積の合計が25,000平方メートル以上のとき	1棟につき
		207,000円
		1棟につき
		207,000円
		1棟につき
0平方メートル未満のとき	床面積の合計が25,000平方メートル以上のとき	1棟につき
		207,000円
		1棟につき
		207,000円
		1棟につき
0平方メートル未満のとき	床面積の合計が25,000平方メートル以上のとき	1棟につき
		207,000円
		1棟につき
		207,000円
		1棟につき
0平方メートル未満のとき	床面積の合計が25,000平方メートル以上のとき	1棟につき
		207,000円
		1棟につき
		207,000円
		1棟につき
0平方メートル未満のとき	床面積の合計が25,000平方メートル以上のとき	1棟につき
		207,000円
		1棟につき
		207,000円
		1棟につき
0平方メートル未満のとき	床面積の合計が25,000平方メートル以上のとき	1棟につき
		207,000円
		1棟につき
		207,000円
		1棟につき
0平方メートル未満のとき	床面積の合計が25,000平方メートル以上のとき	1棟につき
		207,000円
		1棟につき
		207,000円
		1棟につき
0平方メートル未満のとき	床面積の合計が25,000平方メートル以上のとき	1棟につき
		207,000円
		1棟につき
		207,000円
		1棟につき
0平方メートル未満のとき	床面積の合計が25,000平方メートル以上のとき	1棟につき
		207,000円
		1棟につき
		207,000円
		1棟につき
0平方メートル未満のとき	床面積の合計が25,000平方メートル以上のとき	1棟につき
		207,000円
		1棟につき
		207,000円
		1棟につき
0平方メートル未満のとき	床面積の合計が25,000平方メートル以上のとき	1棟につき
		207,000円
		1棟につき
		207,000円
		1棟につき
0平方メートル未満のとき	床面積の合計が25,000平方メートル以上のとき	1棟につき
		207,000円
		1棟につき
		207,000円
		1棟につき
0平方メートル未満のとき	床面積の合計が25,000平方メートル以上のとき	1棟につき
		207,000円
		1棟につき
		207,000円
		1棟につき
0平方メートル未満のとき	床面積の合計が25,000平方メートル以上のとき	1棟につき
		207,000円
		1棟につき
		207,000円
		1棟につき
0平方メートル未満のとき	床面積の合計が25,000平方メートル以上のとき	1棟につき
		207,000円
		1棟につき
		207,000円
		1棟につき
0平方メートル未満のとき	床面積の合計が25,000平方メートル以上のとき	1棟につき
		207,000円
		1棟につき
		207,000円
		1棟につき
0平方メートル未満のとき	床面積の合計が25,000平方メートル以上のとき	1棟につき
		207,000円
		1棟につき
		207,000円
		1棟につき
0平方メートル未満のとき	床面積の合計が25,000平方メートル以上のとき	1棟につき
		207,000円
		1棟につき
		207,000円
		1棟につき
0平方メートル未満のとき	床面積の合計が25,000平方メートル以上のとき	1棟につき
		207,000円
		1棟につき
		207,000円
		1棟につき
0平方メートル未満のとき	床面積の合計が25,000平方メートル以上のとき	1棟につき
		207,000円
		1棟につき
		207,000円
		1棟につき
0平方メートル未満のとき	床面積の合計が25,000平方メートル以上のとき	1棟につき
		207,000円
		1棟につき
		207,000円
		1棟につき
0平方メートル未満のとき	床面積の合計が25,000平方メートル以上のとき	1棟につき
		207,000円
		1棟につき
		207,000円
		1棟につき
0平方メートル未満のとき	床面積の合計が25,000平方メートル以上のとき	1棟につき
		207,000円
		1棟につき
		207,000円
		1棟につき
0平方メートル未満のとき	床面積の合計が25,000平方メートル以上のとき	1棟につき
		207,000円
		1棟につき
		207,000円
		1棟につき
0平方メートル未満のとき	床面積の合計が25,000平方メートル以上のとき	1棟につき
		207,000円
		1棟につき
		207,000円
		1棟につき
0平方メートル未満のとき	床面積の合計が25,000平方メートル以上のとき	1棟につき
		207,000円
		1棟につき
		207,000円
		1棟につき
0平方メートル未満のとき	床面積の合計が25,000平方メートル以上のとき	1棟につき
		207,000円
		1棟につき
		207,000円
		1棟につき
0平方メートル未満のとき	床面積の合計が25,000平方メートル以上のとき	1棟につき
		207,000円
		1棟につき
		207,000円
		1棟につき
0平方メートル未満のとき	床面積の合計が25,000平方メートル以上のとき	1棟につき
		207,000円
		1棟につき
		207,000円
		1棟につき
0平方メートル未満のとき	床面積の合計が25,000平方メートル以上のとき	1棟につき
		207,000円
		1棟につき
		207,000円
		1棟につき
0平方メートル未満のとき	床面積の合計が25,000平方メートル以上のとき	1棟につき
		207,000円
		1棟につき
		207,000円
		1棟につき
0平方メートル未満のとき	床面積の合計が25,000平方メートル以上のとき	1棟につき
		207,000円
		1棟につき
		207,000円
		1棟につき
0平方メートル未満のとき	床面積の合計が25,000平方メートル以上のとき	1棟につき
		207,000円
		1棟につき
		207,000円
		1棟につき
0平方メートル未満のとき	床面積の合計が25,000平方メートル以上のとき	1棟につき
		207,000円
		1棟につき
		207,000円
		1棟につき
0平方メートル未満のとき	床面積の合計が25,000平方メートル以上のとき	1棟につき
		207,000円
		1棟につき
		207,000円
		1棟につき
0平方メートル未満のとき	床面積の合計が25,000平方メートル以上のとき	1棟につき
		207,000円
		1棟につき
		207,000円
		1棟につき
0平方メートル未満のとき	床面積の合計が25,000平方メートル以上のとき	1棟につき
		207,000円
		1棟につき
		207,000円
		1棟につき
0平方メートル未満のとき	床面積の合計が25,000平方メートル以上のとき	1棟につき
		207,000円
		1棟につき
		207,000円
		1棟につき
0平方メートル未満のとき	床面積の合計が25,000平方メートル以上のとき	1棟につき
		207,000円
		1棟につき
		207,000円
		1棟につき
0平方メートル未満のとき	床面積の合計が25,000平方メートル以上のとき	1棟につき
		207,000円
		1棟につき
		207,000円
		1棟につき
0平方メートル未満のとき	床面積の合計が25,000平方メートル以上のとき	1棟につき
		207,000円
		1棟につき
		207,000円
		1棟につき
0平方メートル未満のとき	床面積の合計が25,000平方メートル以上のとき	1棟につき
		207,000円
		1棟につき
		207,000円
		1棟につき
0平方メートル未満のとき	床面積の合計が25,000平方メートル以上のとき	1棟につき
		207,000円
		1棟につき
		207,000円
		1棟につき
0平方メートル未満のとき	床面積の合計が25,000平方メートル以上のとき	1棟につき
		207,000円
		1棟につき
		207,000円
		1棟につき
0平方メートル未満のとき	床面積の合計が25,000平方メートル以上のとき	1棟につき
		207,000円
		1棟につき
		207,000円
		1棟につき
0平方メートル未満のとき	床面積の合計が25,000平方メートル以上のとき	1棟につき
		207,000円
		1棟につき
		207,000円
		1棟につき
0平方メートル未満のとき	床面積の合計が25,000平方メートル以上のとき	1棟につき
		207,000円
		1棟につき
		207,000円
		1棟につき
0平方メートル未満のとき	床面積の合計が25,000平方メートル以上のとき	1棟につき
		207,000円
		1棟につき
		207,000円
		1棟につき
0平方メートル未満のとき	床面積の合計が25,000平方メートル以上のとき	1棟につき
		207,000円
		1棟につき
		207,000円
		1棟につき
0平方メートル未満のとき	床面積の合計が25,000平方メートル以上のとき	1棟につき
		207,000円
		1棟につき
		207,000円
		1棟につき
0平方メートル未満のとき	床面積の合計が25,000平方メートル以上のとき	1棟につき
		207,000円
		1棟につき
		207,000円
		1棟につき
0平方メートル未満のとき	床面積の合計が25,0	

(摘要)

共同住宅等に係る建築物省エネ法第41条第1項に規定する建築物エネルギー消費性能基準に適合している旨の認定の申請について建築物の床面積の合計から共用部分の床面積を除いた床面積で認定の申請があった場合の手数料の額は、建築物の床面積の合計から共用部分の床面積を除いた床面積を建築物の床面積の合計とみなして手数料の額を算定したときの当該手数料の額に相当する額と

する。					
66 の2 の7	略	略	66 の2 の6	略	略
66の3から78まで 略			66の3から78まで 略		

柏市土砂等埋立て等規制条例の一部を改正する条例の制定について

柏市土砂等埋立て等規制条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和 7 年 2 月 21 日提出

柏市長 太田 和 美

提案理由

一時堆積事業に係る埋立事業の許可の期間，埋立事業の許可の基準等を改めたいので提案する。

柏市条例第 号

柏市土砂等埋立て等規制条例の一部を改正する条例

柏市土砂等埋立て等規制条例（平成19年柏市条例第60号）の一部を次のように改正する。

第9条第3項を同条第4項とし，同条第2項中「前項第3号」を「第1項第3号」に改め，同項を同条第3項とし，同条第1項の次に次の1項を加える。

- 2 前項の許可（以下「埋立事業許可」という。）の期間は，3年（一時堆積事業に係る埋立事業許可にあつては，5年）以内とする。

第10条第1項各号列記以外の部分中「前条第1項の許可（以下「埋立事業許可」という。）」を「埋立事業許可」に改め，同項第4号中「第2項第2号，第3号」を「第2項第3号」に改める。

第12条第1項第3号中「その他」を「その他の」に改め，同項第4号中「現場事務所」を「埋立事業区域及び埋立事業の用に供する施設の区域（以下「埋立事業場の区域」という。）」に改め，同条第2項各号列記以外の部分中「この項第2号，第3号」を「この項第3号」に改め，同項第2号を次のように改める。

（2）削除

第12条第2項第3号中「埋立事業区域及び埋立事業の用に供する施設の区域（以下「埋立事業場の区域」という。）」を「埋立事業場の区域」に改め，同項第5号を次のように改める。

（5）削除

第12条第4項中「第9条第2項」を「第9条第3項」に改め，同条第5項中「第2項第1号から第5号まで」を「第2項第1号，第3号及び第4号」に，「第2項第2号及び第3号」を「第2項第3号」に改める。

第13条第1項第4号中「現場事務所を設置し，かつ，当該現場事務所」を「埋立事業場の区域」に改め，同条第2項各号列記以外の部分中「前項第1号から第4号まで及び」を「前項第1号，第2

号及び第4号並びに」に，「同項第1号から第3号まで及び」を「同項第1号及び第2号並びに」に改め，同項第4号を削る。

第14条第1項中「第5項及び第6項」を「第7項及び第8項」に改め，同条第6項を同条第8項とし，同条第5項中「第9条第3項」を「第9条第4項」に改め，同項を同条第7項とし，同条第4項を同条第6項とし，同条第3項後段中「第14条第2項」を「第14条第4項」に改め，同項を同条第5項とし，同条第2項本文中「前項」を「第1項」に改め，同項を同条第4項とし，同条第1項の次に次の2項を加える。

2 第12条第1項第7号に掲げる事項の変更に係る前項の許可は，第9条第2項に規定する期間を超えて行うことはできない。ただし，一時堆積事業に係る埋立事業許可を受けていた者のうち規則で定めるものに対して行う場合にあっては，この限りでない。

3 前項ただし書に規定する場合に行う第1項の許可の期間は，当該埋立事業許可の期間が満了する日の翌日から起算して5年以内とする。

第15条第2項第1号中「前条第2項ただし書」を「前条第4項ただし書」に改め，同条第5項中「前条第5項」を「前条第7項」に改める。

第16条第1項中「同条第2項ただし書」を「同条第4項ただし書」に改める。

第22条中「現場事務所（当該埋立事業許可又は当該埋立事業届出に係る埋立事業が小規模埋立て等である場合にあっては，市長が指定する場所）」を「埋立事業場の区域」に，「当該埋立事業許可又は当該埋立事業届出に係る埋立事業場の区域」を「当該埋立事業場の区域」に改める。

第23条第1項中「現場事務所」を「埋立事業場の区域」に改める。

第24条第2項中「第14条第5項」を「第14条第7項」に改め，「とき」の次に「（規則で定めるときを除く。）」を加える。

第29条第1項中「同条第5項」を「同条第7項」に改め，同条第2項中「第2項」を「第3項」に，「第5項」を「第7項」に改める。

第40条第1号中「第9条第2項，第14条第5項」を「第9条第3項，第14条第7項」に改め，同条第4号中「第32条第2項」を「第32条第3項」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は，令和7年5月26日から施行する。ただし，第40条第4号の改正規定及び次項の規定は，公布の日から施行する。

（経過措置）

- 2 改正後の柏市土砂等埋立て等規制条例（以下「新条例」という。）第2条第2号に規定する埋立事業のうちこの条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後の日を当該埋立事業を行う期間の初日とするものに係る許可及びこれに関し必要な手続その他の行為については，施行日前においても，新条例の規定の例により行うことができる。

議案第18号資料

柏市土砂等埋立て等規制条例の一部を改正する条例について

柏市土砂等埋立て等規制条例（平成19年柏市条例第60号）新旧対照表

改正前	改正後
(埋立事業の許可等) 第9条 略 2 前項第3号に掲げる埋立事業を行おうとする者は、埋立事業区域ごとに、あらかじめ、市長に届け出なければ、当該埋立事業を行うことができない。 3 略 (埋立事業に係る土地所有者の同意) 第10条 前条第1項の許可(以下「埋立事業許可」という。)を受けようとする者は、あらかじめ埋立事業の用に供しようとする土地(以下「埋立事業予定地」という。)の所有者(埋立事業予定地を複数の者が所有している場合にあつては、全ての所有者。以下同じ。)に対し、次の各号に掲げる埋立事業許可を受けようとする埋立事業の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める事項を説明し、当該埋立事業予定地において埋立事業を行うことについての同意を得なければならない。ただし、埋立事業予定地の全部を埋立事業許可を受けようとする者のみが所有している場合又は埋立事業予定地の全部若しくは一部を本市が所有し、若しくは管理している場合であつて市長が必要がないと認めるときにあつては、この限りでない。 (1)から(3)まで 略 (4) 一時堆積事業(小規模埋立て等であるものに限る。) 第12条第1項第1号から第3号まで並びに第2項第2号、第3号及び第6号に掲げる事項 2及び3 略 (埋立事業許可の申請等) 第12条 埋立事業許可(一時堆積事業に係るものを除く。)を受けようとする者は、次の各号(当該埋立事業許可を受けようとする埋立事業が小規模埋立て等である場合にあつては、第1号から第3号まで、第6号から第9号まで及び第11号から第13号まで)に掲げる事項を記載した申請書を市長に提出して申請をしなければならない。 (1)及び(2) 略 (3) 現場事務所(土砂等の搬入(一時堆積事業である場合にあつては、搬入及び搬出)を管理するための事務所をいう。以下同じ。)その他埋立事業の用に供する施設の設置の計	(埋立事業の許可等) 第9条 略 2 前項の許可(以下「埋立事業許可」という。)の期間は、3年(一時堆積事業に係る埋立事業許可にあつては、5年)以内とする。 3 第1項第3号に掲げる埋立事業を行おうとする者は、埋立事業区域ごとに、あらかじめ、市長に届け出なければ、当該埋立事業を行うことができない。 4 略 (埋立事業に係る土地所有者の同意) 第10条 埋立事業許可を受けようとする者は、あらかじめ埋立事業の用に供しようとする土地(以下「埋立事業予定地」という。)の所有者(埋立事業予定地を複数の者が所有している場合にあつては、全ての所有者。以下同じ。)に対し、次の各号に掲げる埋立事業許可を受けようとする埋立事業の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める事項を説明し、当該埋立事業予定地において埋立事業を行うことについての同意を得なければならない。ただし、埋立事業予定地の全部を埋立事業許可を受けようとする者のみが所有している場合又は埋立事業予定地の全部若しくは一部を本市が所有し、若しくは管理している場合であつて市長が必要がないと認めるときにあつては、この限りでない。 (1)から(3)まで 略 (4) 一時堆積事業(小規模埋立て等であるものに限る。) 第12条第1項第1号から第3号まで並びに第2項第3号及び第6号に掲げる事項 2及び3 略 (埋立事業許可の申請等) 第12条 埋立事業許可(一時堆積事業に係るものを除く。)を受けようとする者は、次の各号(当該埋立事業許可を受けようとする埋立事業が小規模埋立て等である場合にあつては、第1号から第3号まで、第6号から第9号まで及び第11号から第13号まで)に掲げる事項を記載した申請書を市長に提出して申請をしなければならない。 (1)及び(2) 略 (3) 現場事務所(土砂等の搬入(一時堆積事業である場合にあつては、搬入及び搬出)を管理するための事務所をいう。以下同じ。)その他埋立事業の用に供する施設の設置の計

画及びその位置 (4) <u>現場事務所に置く現場責任者の氏名及び職名</u> (5)から(13)まで 略 2 埋立事業許可(一時堆積事業に係るものに限る。)を受けようとする者は、前項第1号から第4号まで及び第7号並びに次の各号(当該埋立事業許可を受けようとする埋立事業が小規模埋立て等である場合にあっては、前項第1号から第3号まで及び第7号並びに<u>この項第2号、第3号及び第6号</u>)に掲げる事項を記載した申請書を市長に提出して申請をしなければならない。 (1) 略 (2) <u>埋立事業に使用される土砂等の1年ごとの搬入及び搬出の予定量</u> (3) <u>埋立事業区域における土砂等の堆積の構造その他埋立事業区域及び埋立事業の用に供する施設の区域(以下「埋立事業場の区域」という。)の構造</u> (4) 略 (5) <u>埋立事業に使用される土砂等の発生場所ごとに当該土砂等を区分するため講じる措置</u> (6) 略 3 略 4 <u>第9条第2項の規定による届出(以下「埋立事業届出」という。)(一時堆積事業に係るものを除く。)</u>は、第1項第1号から第10号まで(当該埋立事業届出に係る埋立事業が小規模埋立て等である場合にあっては、同項第1号、第2号及び第6号から第9号まで)に掲げる事項及び規則で定める事項を記載した届出書を市長に提出することにより行わなければならない。 5 埋立事業届出(一時堆積事業に係るものに限る。)は、第1項第1号から第4号まで及び第7号並びに<u>第2項第1号から第5号まで(当該埋立事業届出に係る埋立事業が小規模埋立て等である場合にあっては、第1項第1号から第3号まで及び第7号並びに第2項第2号及び第3号)</u>に掲げる事項並びに規則で定める事項を記載した届出書を市長に提出することにより行わなければならない。 6 略 (埋立事業許可の基準) 第13条 市長は、前条第1項の申請が、次の各号(埋立事業許可を受けようとする埋立事業が小規模埋立て等である場合にあっては、第1号から第3号まで、第6号から第8号まで、第10号及び第11号)のいずれにも適合していると認めるときでなければ、埋立事業許可をしてはならない。 (1)から(3)まで 略 (4) <u>現場事務所を設置し、かつ、当該現場事務所に現場責任者を置くこと。</u>	計画及びその位置 (4) <u>埋立事業区域及び埋立事業の用に供する施設の区域(以下「埋立事業場の区域」という。)</u>に置く現場責任者の氏名及び職名 (5)から(13)まで 略 2 埋立事業許可(一時堆積事業に係るものに限る。)を受けようとする者は、前項第1号から第4号まで及び第7号並びに次の各号(当該埋立事業許可を受けようとする埋立事業が小規模埋立て等である場合にあっては、前項第1号から第3号まで及び第7号並びに<u>この項第3号及び第6号</u>)に掲げる事項を記載した申請書を市長に提出して申請をしなければならない。 (1) 略 (2) <u>削除</u> (3) <u>埋立事業区域における土砂等の堆積の構造その他埋立事業場の区域の構造</u> (4) 略 (5) <u>削除</u> (6) 略 3 略 4 <u>第9条第3項の規定による届出(以下「埋立事業届出」という。)(一時堆積事業に係るものを除く。)</u>は、第1項第1号から第10号まで(当該埋立事業届出に係る埋立事業が小規模埋立て等である場合にあっては、同項第1号、第2号及び第6号から第9号まで)に掲げる事項及び規則で定める事項を記載した届出書を市長に提出することにより行わなければならない。 5 埋立事業届出(一時堆積事業に係るものに限る。)は、第1項第1号から第4号まで及び第7号並びに<u>第2項第1号、第3号及び第4号(当該埋立事業届出に係る埋立事業が小規模埋立て等である場合にあっては、第1項第1号から第3号まで及び第7号並びに第2項第3号)</u>に掲げる事項並びに規則で定める事項を記載した届出書を市長に提出することにより行わなければならない。 6 略 (埋立事業許可の基準) 第13条 市長は、前条第1項の申請が、次の各号(埋立事業許可を受けようとする埋立事業が小規模埋立て等である場合にあっては、第1号から第3号まで、第6号から第8号まで、第10号及び第11号)のいずれにも適合していると認めるときでなければ、埋立事業許可をしてはならない。 (1)から(3)まで 略 (4) <u>埋立事業場の区域に現場責任者を置くこと。</u>
--	--

(5)から(11)まで 略

- 2 市長は、前条第2項の申請が、前項第1号から第4号まで及び次の各号(埋立事業許可を受けようとする埋立事業が小規模埋立て等である場合にあっては、同項第1号から第3号まで及びこの項第2号)のいずれにも適合していると認めるときでなければ、埋立事業許可をしてはならない。

(1)から(3)まで 略

(4) 埋立事業に使用される土砂等の発生場所ごとに当該土砂等を区分するため必要な措置が講じられていること。

(埋立事業許可の変更の許可等)

第14条 埋立事業許可(この項及び第27条第1項の許可を含む。第33条の2第1項を除き、以下同じ。)を受けた者は、第12条第1項各号又は第2項各号に掲げる事項の変更(規則で定める軽微なもの及び第7条第2項若しくは第3項、第29条第1項若しくは第2項又は第31条第1項若しくは第2項の規定による命令に従ってするものを除く。第5項及び第6項、第29条第1項並びに第30条第1項第5号において同じ。)をしようとするときは、あらかじめ市長の許可を受けなければならない。

- 2 前項の許可を受けようとする者は、あらかじめ埋立事業の用に供する土地(以下「埋立事業地」という。)の所有者(埋立事業地を複数の者が所有している場合にあっては、全ての所有者。以下同じ。)に対し、当該許可を受けて変更をしようとする事項及びその理由を説明し、当該変更をすることについての同意を得なければならない。ただし、埋立事業地の全部を当該許可を受けようとする者のみが所有している場合又は埋立事業地の全部若しくは一部を本市が所有し、若しくは管理している場合であって市長が必要がないと認めるときにあっては、この限りでない。

- 3 第10条第2項の規定は、前項の埋立事業地の所有者について準用する。この場合において、同条第2項中「前項」とあるのは「第14条第2項」と、「埋立事業による」とあるのは「変更後の埋立事業による」と読み替えるものとする。

4 略

- 5 埋立事業届出(この項及び第27条第8項の規定による届出を含む。以下同じ。)をした者(第9条第3項の規定により埋立事業を行うことがで

(5)から(11)まで 略

- 2 市長は、前条第2項の申請が、前項第1号、第2号及び第4号並びに次の各号(埋立事業許可を受けようとする埋立事業が小規模埋立て等である場合にあっては、同項第1号及び第2号並びにこの項第2号)のいずれにも適合していると認めるときでなければ、埋立事業許可をしてはならない。

(1)から(3)まで 略

(埋立事業許可の変更の許可等)

第14条 埋立事業許可(この項及び第27条第1項の許可を含む。第33条の2第1項を除き、以下同じ。)を受けた者は、第12条第1項各号又は第2項各号に掲げる事項の変更(規則で定める軽微なもの及び第7条第2項若しくは第3項、第29条第1項若しくは第2項又は第31条第1項若しくは第2項の規定による命令に従ってするものを除く。第7項及び第8項、第29条第1項並びに第30条第1項第5号において同じ。)をしようとするときは、あらかじめ市長の許可を受けなければならない。

- 2 第12条第1項第7号に掲げる事項の変更に係る前項の許可は、第9条第2項に規定する期間を超えて行うことはできない。ただし、一時堆積事業に係る埋立事業許可を受けていた者のうち規則で定めるものに対して行う場合にあっては、この限りでない。

- 3 前項ただし書に規定する場合に行う第1項の許可の期間は、当該埋立事業許可の期間が満了する日の翌日から起算して5年以内とする。

- 4 第1項の許可を受けようとする者は、あらかじめ埋立事業の用に供する土地(以下「埋立事業地」という。)の所有者(埋立事業地を複数の者が所有している場合にあっては、全ての所有者。以下同じ。)に対し、当該許可を受けて変更をしようとする事項及びその理由を説明し、当該変更をすることについての同意を得なければならない。ただし、埋立事業地の全部を当該許可を受けようとする者のみが所有している場合又は埋立事業地の全部若しくは一部を本市が所有し、若しくは管理している場合であって市長が必要がないと認めるときにあっては、この限りでない。

- 5 第10条第2項の規定は、前項の埋立事業地の所有者について準用する。この場合において、同条第2項中「前項」とあるのは「第14条第4項」と、「埋立事業による」とあるのは「変更後の埋立事業による」と読み替えるものとする。

6 略

- 7 埋立事業届出(この項及び第27条第8項の規定による届出を含む。以下同じ。)をした者(第9条第4項の規定により埋立事業を行うことがで

きない者を除く。以下同じ。)は、第12条第1項各号又は第2項各号に掲げる事項の変更をしようとするときは、あらかじめ、市長に届け出なければ、当該変更をしてはならない。

6 略

(埋立事業許可の変更の申請及び許可の基準等)

第15条 略

2 前項の申請書には、次に掲げる書類及び図面を添付しなければならない。

(1) 前条第2項ただし書に規定する場合以外の場合にあっては、同項の同意を得たことを証する書類

(2) 略

3及び4 略

5 前条第5項の規定による届出は、第1項各号に掲げる事項を記載した届出書を市長に提出することにより行わなければならない。

6 略

(埋立事業の軽微な変更の届出)

第16条 埋立事業許可を受けた者は、第14条第1項の規則で定める軽微な変更をしたときは、規則で定めるところにより、遅滞なくその旨を、市長に届け出るとともに、同条第2項ただし書に規定する場合を除き、埋立事業地の所有者に通知しなければならない。

2 略

(関係書類等の備置き及び閲覧)

第22条 埋立事業許可を受けた者又は埋立事業届出をした者は、当該埋立事業許可又は当該埋立事業届出に係る埋立事業が行われている間、当該埋立事業に関してこの条例の規定により市長に提出した書類(第20条第2項に規定する土砂等管理台帳の写しを除く。第32条第1項において同じ。)及び図面の写し並びに第20条第1項の規定により作成する土砂等管理台帳を当該埋立事業許可又は当該埋立事業届出に係る現場事務所(当該埋立事業許可又は当該埋立事業届出に係る埋立事業が小規模埋立て等である場合にあっては、市長が指定する場所)に備え置き、当該埋立事業許可又は当該埋立事業届出に係る埋立事業場の区域の周辺地域の住民その他当該埋立事業について利害関係を有する者の請求があったときは、その閲覧に供しなければならない。

(標識の設置等)

第23条 埋立事業許可を受けた者又は埋立事業届出をした者は、当該埋立事業許可又は当該埋立事業届出に係る埋立事業場の区域の見やすい場所に、当該埋立事業許可又は当該埋立事業届出に係る埋立事業が行われている間、その者の氏名及び住所(法人にあっては、その名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名)、現場事務所に置く現場責任者の氏名及び職名、埋立事業に使用される土砂等の発生場所その他

きない者を除く。以下同じ。)は、第12条第1項各号又は第2項各号に掲げる事項の変更をしようとするときは、あらかじめ、市長に届け出なければ、当該変更をしてはならない。

8 略

(埋立事業許可の変更の申請及び許可の基準等)

第15条 略

2 前項の申請書には、次に掲げる書類及び図面を添付しなければならない。

(1) 前条第4項ただし書に規定する場合以外の場合にあっては、同項の同意を得たことを証する書類

(2) 略

3及び4 略

5 前条第7項の規定による届出は、第1項各号に掲げる事項を記載した届出書を市長に提出することにより行わなければならない。

6 略

(埋立事業の軽微な変更の届出)

第16条 埋立事業許可を受けた者は、第14条第1項の規則で定める軽微な変更をしたときは、規則で定めるところにより、遅滞なくその旨を、市長に届け出るとともに、同条第4項ただし書に規定する場合を除き、埋立事業地の所有者に通知しなければならない。

2 略

(関係書類等の備置き及び閲覧)

第22条 埋立事業許可を受けた者又は埋立事業届出をした者は、当該埋立事業許可又は当該埋立事業届出に係る埋立事業が行われている間、当該埋立事業に関してこの条例の規定により市長に提出した書類(第20条第2項に規定する土砂等管理台帳の写しを除く。第32条第1項において同じ。)及び図面の写し並びに第20条第1項の規定により作成する土砂等管理台帳を当該埋立事業許可又は当該埋立事業届出に係る埋立事業場の区域に備え置き、当該埋立事業場の区域の周辺地域の住民その他当該埋立事業について利害関係を有する者の請求があったときは、その閲覧に供しなければならない。

(標識の設置等)

第23条 埋立事業許可を受けた者又は埋立事業届出をした者は、当該埋立事業許可又は当該埋立事業届出に係る埋立事業場の区域の見やすい場所に、当該埋立事業許可又は当該埋立事業届出に係る埋立事業が行われている間、その者の氏名及び住所(法人にあっては、その名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名)、埋立事業場の区域に置く現場責任者の氏名及び職名、埋立事業に使用される土砂等の発生場所

の規則で定める事項を記載した標識を設置しなければならない。 2 略 (埋立事業の廃止等に係る事前の届出等) 第24条 略 2 埋立事業許可を受けた者又は埋立事業届出をした者は、当該埋立事業許可の期間(第14条第1項の許可を受けて当該期間を変更した場合にあっては、当該変更後の期間)又は当該埋立事業届出に係る埋立事業を行う期間(<u>第14条第5項</u>の規定による届出を行って当該期間を変更した場合にあっては、当該変更後の期間)が満了する日(以下「満了日」という。)までに当該埋立事業許可又は当該埋立事業届出に係る埋立事業を完了する見込みがないときは、当該満了日の2月前の日までに、規則で定めるところにより、その旨、当該埋立事業による土壌の汚染及び当該埋立事業に使用された土砂等の崩落、飛散又は流出による災害の発生を防止するために講じる措置その他規則で定める事項を市長に届け出なければならない。 3 略 (措置命令) 第29条 市長は、埋立事業に使用された土砂等の崩落、飛散又は流出による災害の発生を防止するため緊急の必要があると認めるときは、当該埋立事業に係る埋立事業許可を受けた者又は埋立事業届出をした者(第14条第1項の許可を受けないで、又は<u>同条第5項</u>の規定による届出をしないで、第12条第1項各号又は第2項各号に掲げる事項の変更をした者を除く。)に対し、直ちに埋立事業を停止し、又は期限を定めて当該埋立事業に使用された土砂等の崩落、飛散若しくは流出による災害の発生を防止するため必要な措置を講じるよう命じることができる。 2 市長は、第9条第1項若しくは第2項又は第14条第1項若しくは<u>第5項</u>の規定に違反して埋立事業を行った者に対し、期限を定めて、当該埋立事業に使用された土砂等の全部又は一部を撤去し、及び土砂等の崩落、飛散又は流出による災害の発生を防止するため必要な措置を講じるよう命じることができる。 (罰則) 第39条 略 第40条 次のいずれかに該当する者は、50万円以下の罰金に処する。 (1) 第9条第2項、第14条第5項、第19条又は第27条第8項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者 (2)及び(3) 略 (4) <u>第32条第2項</u>の規定に違反して土砂等管理台帳を保存しなかった者 (5) 略 第41条 略	その他の規則で定める事項を記載した標識を設置しなければならない。 2 略 (埋立事業の廃止等に係る事前の届出等) 第24条 略 2 埋立事業許可を受けた者又は埋立事業届出をした者は、当該埋立事業許可の期間(第14条第1項の許可を受けて当該期間を変更した場合にあっては、当該変更後の期間)又は当該埋立事業届出に係る埋立事業を行う期間(<u>第14条第7項</u>の規定による届出を行って当該期間を変更した場合にあっては、当該変更後の期間)が満了する日(以下「満了日」という。)までに当該埋立事業許可又は当該埋立事業届出に係る埋立事業を完了する見込みがないとき(<u>規則で定めるときを除く。</u>)は、当該満了日の2月前の日までに、規則で定めるところにより、その旨、当該埋立事業による土壌の汚染及び当該埋立事業に使用された土砂等の崩落、飛散又は流出による災害の発生を防止するために講じる措置その他規則で定める事項を市長に届け出なければならない。 3 略 (措置命令) 第29条 市長は、埋立事業に使用された土砂等の崩落、飛散又は流出による災害の発生を防止するため緊急の必要があると認めるときは、当該埋立事業に係る埋立事業許可を受けた者又は埋立事業届出をした者(第14条第1項の許可を受けないで、又は<u>同条第7項</u>の規定による届出をしないで、第12条第1項各号又は第2項各号に掲げる事項の変更をした者を除く。)に対し、直ちに埋立事業を停止し、又は期限を定めて当該埋立事業に使用された土砂等の崩落、飛散若しくは流出による災害の発生を防止するため必要な措置を講じるよう命じることができる。 2 市長は、第9条第1項若しくは第3項又は第14条第1項若しくは<u>第7項</u>の規定に違反して埋立事業を行った者に対し、期限を定めて、当該埋立事業に使用された土砂等の全部又は一部を撤去し、及び土砂等の崩落、飛散又は流出による災害の発生を防止するため必要な措置を講じるよう命じることができる。 (罰則) 第39条 略 第40条 次のいずれかに該当する者は、50万円以下の罰金に処する。 (1) 第9条第3項、第14条第7項、第19条又は第27条第8項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者 (2)及び(3) 略 (4) <u>第32条第3項</u>の規定に違反して土砂等管理台帳を保存しなかった者 (5) 略 第41条 略
---	---

柏市水道事業給水条例の一部を改正する条例の制定について

柏市水道事業給水条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和 7 年 2 月 21 日提出

柏市長 太 田 和 美

提案理由

水道法施行令及び水道法施行規則の改正に伴い，布設工事監督者及び水道技術管理者の資格基準を改めたいので提案する。

柏市条例第 号

柏市水道事業給水条例の一部を改正する条例

柏市水道事業給水条例（昭和36年柏市条例第42号）の一部を次のように改正する。

第44条第1号中「の土木工学科」を「において土木工学科」に改め、「において衛生工学又は水道工学に関する学科目」を削り、「2年以上水道」を「3年以上水道，工業用水道，下水道，道路又は河川（以下この条において「水道等」という。）」に改め，「者」の次に「（1年6月以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。）」を加え，同条第2号中「の土木工学科又はこれ」を「において機械工学科若しくは電気工学科又はこれら」に改め，「において衛生工学及び水道工学に関する学科目以外の学科目」を削り，「3年以上水道」を「4年以上水道等」に改め，「者」の次に「（2年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。）」を加え，同条第3号中「高等専門学校」の次に「（次号において「短期大学等」という。）」を，「修了した後」の次に「。次号及び次条において同じ。」を加え，「水道」を「水道等」に改め，「者」の次に「（2年6月以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。）」を加え，同条第8号中「選択したものに限る」を「選択した者に限る。次条第7号において同じ」に，「水道に」を「水道等に」に，「有する者」を「有するもの（6月以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。）」に改め，同号を同条第10号とし，同条第7号中「第1号若しくは第2号に規定する課程及び学科目又は第3号若しくは第4号」を「第1号から第6号まで」に改め，「又は学科目」を削り，「水道」を「水道等」に改め，「者」の次に「（それぞれ当該各号に規定する水道等の最低経験年数の2分の1以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。）」を加え，同号を同条第9号とし，同条第6号中「第1号又は第2号に規定する学校を」を「学校教育法による大学において第1号又は第2号に

規定する学科又は課程を修めて」に，「第１号に規定する学校を卒業した者にあつては１年以上，第２号に規定する学校を卒業した者にあつては２年以上水道」を「第１号に規定する学科又は課程を修めて卒業した者にあつては２年以上，第２号に規定する学科又は課程を修めて卒業した者にあつては３年以上水道等」に，「有する者」を「有するもの（第１号に規定する学科又は課程を修めて卒業した者にあつては１年以上，第２号に規定する学科又は課程を修めて卒業した者にあつては１年６月以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。）」に改め，同号を同条第８号とし，同条第５号中「水道」を「水道等」に改め，「者」の次に「（５年以上水道の工事に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。）」を加え，同号を同条第７号とし，同号の前に次の１号を加える。

- (6) 高等学校等において機械科若しくは電気科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した後，８年以上水道等に関する技術上の実務に従事した経験を有する者（４年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。）

第４４条第４号中「中等教育学校」の次に「（次号において「高等学校等」という。）」を加え，「水道」を「水道等」に改め，「者」の次に「（３年６月以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。）」を加え，同号を同条第５号とし，同条第３号の次に次の１号を加える。

- (4) 短期大学等において機械科若しくは電気科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した後，６年以上水道等に関する技術上の実務に従事した経験を有する者（３年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。）

第４４条に次の１号を加える。

- (11) 建設業法施行令（昭和３１年政令第２７３号）第３７条第１項及び第２項の規定による土木施工管理に係る１級の技術検定に合格した者であつて，３年以上水道等に関する技術上の実務に従事した経験を有するもの（１年６月以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。）

第４５条第１号を次のように改める。

- (1) 前条第 1 号，第 3 号又は第 5 号に規定する学校において土木工学科若しくは土木科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した後，同条第 1 号に規定する学校を卒業した者については 3 年以上，同条第 3 号に規定する学校を卒業した者（同法による専門職大学の前期課程にあつては，修了した者。次号及び第 4 号において同じ。）については 5 年以上，同条第 5 号に規定する学校を卒業した者については 7 年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者

第 4 5 条第 2 号中「及び第 4 号」を「又は第 5 号」に改め，「土木工学以外の」を削り，「に関する学科目又はこれらに相当する学科目」を「の課程又はこれらに相当する課程（土木工学科及び土木科並びにこれらに相当する課程を除く。）」に改め，「（学校教育法による専門職大学の前期課程にあつては，修了した後）」及び「（同法による専門職大学の前期課程にあつては，修了した者）」を削り，「同条第 4 号」を「同条第 5 号」に改め，同条第 4 号中「及び第 4 号」を「及び第 5 号」に，「，工学」を「工学」に，「学科目」を「課程」に改め，「（学校教育法による専門職大学の前期課程にあつては，修了した後）」及び「（同法による専門職大学の前期課程にあつては，修了した者）」を削り，「同条第 4 号」を「同条第 5 号」に改め，同条第 5 号中「第 2 号」を「第 1 号若しくは第 2 号」に，「学科目」を「課程」に改め，同条に次の 2 号を加える。

- (7) 技術士法第 4 条第 1 項の規定による第 2 次試験のうち上下水道部門に合格した者であつて，1 年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有するもの
- (8) 建設業法施行令第 3 7 条第 1 項及び第 2 項の規定による土木施工管理に係る 1 級の技術検定に合格した者であつて，3 年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有するもの

附 則

この条例は，令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

議案第19号資料

柏市水道事業給水条例の一部を改正する条例について

柏市水道事業給水条例（昭和36年柏市条例第42号）新旧対照表

改正前	改正後
(布設工事監督者の資格) 第44条 法第12条第2項に規定する条例で定める資格は、次のとおりとする。 (1) 学校教育法(昭和22年法律第26号)による大学(短期大学を除く。以下同じ。)の<u>土木工学科又はこれに相当する課程において衛生工学又は水道工学に関する学科目を修めて卒業した後、2年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者</u> (2) 学校教育法による大学の土木工学科又はこれに相当する課程において衛生工学及び水道工学に関する学科目以外の学科目を修めて卒業した後、<u>3年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者</u> (3) 学校教育法による短期大学(同法による専門職大学の前期課程を含む。)又は高等専門学校において土木科又はこれに相当する課程を修めて卒業した後(同法による専門職大学の前期課程にあっては、修了した後)、<u>5年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者</u> (4) 学校教育法による高等学校又は中等教育学校において土木科又はこれに相当する課程を修めて卒業した後、<u>7年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者</u> (5) <u>10年以上水道の工事に関する技術上の実務に従事した経験を有する者</u>	(布設工事監督者の資格) 第44条 法第12条第2項に規定する条例で定める資格は、次のとおりとする。 (1) 学校教育法(昭和22年法律第26号)による大学(短期大学を除く。以下同じ。)<u>において土木工学科又はこれに相当する課程を修めて卒業した後、3年以上水道、工業用水道、下水道、道路又は河川(以下この条において「水道等」という。)に関する技術上の実務に従事した経験を有する者(1年6月以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。)</u> (2) 学校教育法による大学において機械工学科若しくは電気工学科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した後、<u>4年以上水道等に関する技術上の実務に従事した経験を有する者(2年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。)</u> (3) 学校教育法による短期大学(同法による専門職大学の前期課程を含む。)又は高等専門学校(次号において「短期大学等」という。)において土木科又はこれに相当する課程を修めて卒業した後)同法による専門職大学の前期課程にあっては、修了した後、<u>次号及び次条において同じ。)</u>、<u>5年以上水道等に関する技術上の実務に従事した経験を有する者(2年6月以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。)</u> (4) <u>短期大学等において機械科若しくは電気科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した後、6年以上水道等に関する技術上の実務に従事した経験を有する者(3年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。)</u> (5) 学校教育法による高等学校又は中等教育学校(次号において「高等学校等」という。)において土木科又はこれに相当する課程を修めて卒業した後、<u>7年以上水道等に関する技術上の実務に従事した経験を有する者(3年6月以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。)</u> (6) <u>高等学校等において機械科若しくは電気科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した後、8年以上水道等に関する技術上の実務に従事した経験を有する者(4年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。)</u> (7) <u>10年以上水道等の工事に関する技術上の実務に従事した経験を有する者(5年以上水道の工事に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。)</u>

(6) 第1号又は第2号に規定する学校を卒業した者であって、学校教育法による大学院研究科において1年以上衛生工学若しくは水道工学に関する課程を専攻した後、又は大学の専攻科において衛生工学若しくは水道工学に関する専攻を修了した後、第1号に規定する学校を卒業した者にあつては1年以上、第2号に規定する学校を卒業した者にあつては2年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者

(7) 外国の学校において、第1号若しくは第2号に規定する課程及び学科目又は第3号若しくは第4号に規定する課程に相当する課程又は学科目を、それぞれ当該各号に規定する学校において修得する程度と同等以上に修得した後、それぞれ当該各号に規定する最低経験年数以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者

(8) 技術士法(昭和58年法律第25号)第4条第1項の規定による第2次試験のうち上下水道部門に合格した者(選択科目として上水道及び工業用水道を選択したものに限る。)であつて、1年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者

(水道技術管理者の資格)

第45条 法第19条第3項に規定する条例で定める資格は、次のとおりとする。

(1) 前条の規定により布設工事監督者たる資格を有する者

経験を有する者に限る。)

(8) 学校教育法による大学において第1号又は第2号に規定する学科又は課程を修めて卒業した者であつて、学校教育法による大学院研究科において1年以上衛生工学若しくは水道工学に関する課程を専攻した後、又は大学の専攻科において衛生工学若しくは水道工学に関する専攻を修了した後、第1号に規定する学科又は課程を修めて卒業した者にあつては2年以上、第2号に規定する学科又は課程を修めて卒業した者にあつては3年以上水道等に関する技術上の実務に従事した経験を有するもの(第1号に規定する学科又は課程を修めて卒業した者にあつては1年以上、第2号に規定する学科又は課程を修めて卒業した者にあつては1年6月以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。)

(9) 外国の学校において、第1号から第6号までに規定する課程に相当する課程を、それぞれ当該各号に規定する学校において修得する程度と同等以上に修得した後、それぞれ当該各号に規定する最低経験年数以上水道等に関する技術上の実務に従事した経験を有する者(それぞれ当該各号に規定する水道等の最低経験年数の2分の1以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。)

(10) 技術士法(昭和58年法律第25号)第4条第1項の規定による第2次試験のうち上下水道部門に合格した者(選択科目として上水道及び工業用水道を選択した者に限る。次条第7号において同じ。)であつて、1年以上水道等に関する技術上の実務に従事した経験を有するもの(6月以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。)

(11) 建設業法施行令(昭和31年政令第273号)第37条第1項及び第2項の規定による土木施工管理に係る1級の技術検定に合格した者であつて、3年以上水道等に関する技術上の実務に従事した経験を有するもの(1年6月以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。)

(水道技術管理者の資格)

第45条 法第19条第3項に規定する条例で定める資格は、次のとおりとする。

(1) 前条第1号、第3号又は第5号に規定する学校において土木工学科若しくは土木科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した後、同条第1号に規定する学校を卒業した者については3年以上、同条第3号に規定する学校を卒業した者(同法による専門職大学の前期課程にあつては、修了した者。次号及び第4号において同じ。))については5年以上、同条第5号に規定する学校を卒業した者については7年以上水道に関する技術上の実務に従事し

(2) 前条第1号, 第3号及び第4号に規定する学校において<u>土木工学以外の工学, 理学, 農学, 医学若しくは薬学に関する学科目又はこれらに相当する学科目を修めて卒業した後(学校教育法による専門職大学の前期課程にあっては, 修了した後), 同条第1号に規定する学校を卒業した者については4年以上, 同条第3号に規定する学校を卒業した者(同法による専門職大学の前期課程にあっては, 修了した者)については6年以上, 同条第4号に規定する学校を卒業した者については8年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者</u> (3) 略 (4) 前条第1号, 第3号及び第4号に規定する学校において, <u>工学, 理学, 農学, 医学及び薬学に関する学科目並びにこれらに相当する学科目以外の学科目を修めて卒業した後(学校教育法による専門職大学の前期課程にあっては, 修了した後), 同条第1号に規定する学校を卒業した者については5年以上, 同条第3号に規定する学校を卒業した者(同法による専門職大学の前期課程にあっては, 修了した者)については7年以上, 同条第4号に規定する学校を卒業した者については9年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者</u> (5) 外国の学校において, <u>第2号に規定する学科目又は前号に規定する学科目に相当する学科目を, それぞれ当該各号に規定する学校において修得する程度と同等以上に修得した後, それぞれ当該各号に規定する最低経験年数以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者</u> (6) 略	<u>た経験を有する者</u> (2) 前条第1号, 第3号又は第5号に規定する学校において工学, 理学, 農学, 医学若しくは薬学の課程又はこれらに相当する課程(<u>土木工学科及び土木科並びにこれらに相当する課程を除く。</u>)を修めて卒業した後, 同条第1号に規定する学校を卒業した者については4年以上, 同条第3号に規定する学校を卒業した者については6年以上, <u>同条第5号に規定する学校を卒業した者については8年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者</u> (3) 略 (4) 前条第1号, 第3号及び第5号に規定する学校において<u>工学, 理学, 農学, 医学及び薬学に関する課程並びにこれらに相当する課程以外の課程を修めて卒業した後, 同条第1号に規定する学校を卒業した者については5年以上, 同条第3号に規定する学校を卒業した者については7年以上, 同条第5号に規定する学校を卒業した者については9年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者</u> (5) 外国の学校において, <u>第1号若しくは第2号に規定する課程又は前号に規定する課程に相当する課程を, それぞれ当該各号に規定する学校において修得する程度と同等以上に修得した後, それぞれ当該各号に規定する最低経験年数以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者</u> (6) 略 (7) <u>技術士法第4条第1項の規定による第2次試験のうち上下水道部門に合格した者であって, 1年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有するもの</u> (8) <u>建設業法施行令第37条第1項及び第2項の規定による土木施工管理に係る1級の技術検定に合格した者であって, 3年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有するもの</u>
--	---